

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

議場が少し温かくなっておりますので、上着をとって頑張ってくださいと思います。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

寿松木 孝 議員

田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

【34番(寿松木孝議員)登壇】

34番(寿松木孝議員) あさひの寿松木でございます。おはようございます。

質問に先立ちまして、秋篠宮妃紀子様が今月6日午前8時27分に、皇室では41年ぶりとなります皇位継承順位第3位の男の子のお子様をご出産されましたことに対しまして、心よりお祝いを申し上げますのであります。

また、その前日、5日には、にかほ市のTDK野球部が都市対抗野球大会におきまして、だれも予想だにできなかった全国優勝を勝ち取りました。開催の近づくわか杉国体にとって、大変に大きな弾みとなるとともに、何かと暗い話題が多かった本県にとり、頑張ればできるという勇気と励みをいただいたことに対しまして、県民の一人として、心より感謝を申し上げます。

本日から始まる一般質問のトップバッターでありますし、大変緊張しております。お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、平にご容赦を願いまして、通告に従い質問をいたします。

1点目は、子育て支援策であります。

子育て支援の対策は、皆様ご承知のとおり、大変に範囲の広い、そして難解な問題でありますので、今回はその中の延長保育、学童保育の一層の充実についてに焦点を当ててみました。

私には現在、中学2年生と小学4年生の子供がおり、子育て奮闘中の現役世代としての意見を少し申し述べてみたいと思います。

我が国は、初の人口自然減となるなど、大変な少子化となっており、社会を揺るがす大きな問題となっております。これを解消するために、国・県を初めさまざまな支援策が打ち出されております。

当市におきましても、出産祝金制度を初め、国や県とタイアップしながら、子育てに対するさまざまな施策を行ってはおりますが、残念ながら一向に成果が見えないのが現実であります。これにはさまざまな要因が考えられると思いますが、まず第一に感じることは、核家族化の進行であります。

私が住む大雄地区は、数年前までは全県1の三世代同居率でありました。それも、徐々にではありま

すが、若い世代の同居は少なくなってきております。横手市全体を見ましても、人口は減少しているのに世帯数は上昇し続けている。このことから、若い世代が独立した生活を送っている実態が見受けられます。

若い、独立したほとんどの家庭では共働きをされており、仕事と子育てに追われる中では、多くの子供を産み育てるのは大変なことであります。その中で、多くの若い独立世帯が子供の誕生に当たり、まず最初に直面するのが女性の仕事であります。公務員や団体職員、一部の企業を除けば、出産や育児のために退職される方が大変多く見受けられます。このことは、大変に大きな問題ではあります、簡単には解決できない問題でもあります。

しかし、市としまして、各企業に対し、子育てへの理解をいただけるような働きかけが行われているようであり、私としまして、今後もそのような活動を粘り強く推進していただくよう念願するものであります。

さて、産休や育児休暇がとれた家庭にあっても、実家などで預かってもらえなければ、子供は保育園などの施設に入れることとなります。行政としまして、このような状況の中での要望にこたえる形で、ほとんどの保育所や幼稚園では延長保育が行われ、また、小学校では学童保育が実施されております。しかし、その内容は必ずしも十分とは言えないように感じます。

現在、市内には19カ所の私立保育園と14カ所の公立の保育施設がありますが、終了時間は、2カ所の私立保育園ではそれぞれ午後9時15分、午後8時まで、それ以外は実施されているところで午後7時までであります。また、公立保育園は3施設で午後7時まで、1施設を除いて午後6時半までが終了時間となっているようです。しかも、終了時間まで子供を預かっていただくには、施設側の問題から受け入れる人数に制限があり、利用者には大変に大きな不満となっているようです。また、学童保育は、1カ所の民営施設を除き、終了時間は午後6時までとなっております。

私は、実際に働きながら子育てをされている多くの方々の就業されている実態を見たとき、これでは利用される方々の要望にこたえるのには不十分と考えます。現在の社会環境の中では、共働きをしなければ、経済的にも子育ては難しいことが容易に想像できるわけではありますが、その環境を整える第一歩とも言うべきこの問題を、市長はどのように考えておられるのか、お聞きします。

また、このような施策は、その性質からも、利用者の方々に平等であるべきと思うのですが、実際には市内においても施設により利用料などが違うところがあるようですが、その実態についてもお聞きします。

文部科学省と厚生労働省では、放課後対策事業として、仮称ではありますが、連携放課後子どもプランの創設について話し合いが行われているようであります。

このことにつきまして、文部科学大臣が5月に発表した内容によりますと、この事業連携の基本的な方向性としては、各市町村において教育委員会が指導し、福祉部局との連携のもとに、文部科学省の事業である地域子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実

施する放課後子どもプラン（仮称）を創設するとあります。具体的には教育委員会が指導することにより、学校は従来より積極的にかかわることが期待されます。

また、各市町村では、校長または教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。このプランはできるだけ小学校内で実施することとする。当面は児童館や公民館などの小学校以外での実施も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。等々ありまして、このプランは福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用しながら、学校の教職員間での情報交換など、十分に連携しながら進めるものとされているようであります。具体的な連携方法、方策、予算措置、推進体制などにつきましては、19年度概算要求時までには両省庁間で検討することとなっております。

今までの事例を見ますと、この手の事業といえますのは、両省庁間で話が決まった、すぐに市にその施策を行えというのが、よくある事例だというふうに私は思います。国も、学童保育の機能を一層拡充するためにこのようなプランを提示したわけではありますが、このことに対して、市はどのような対応を考えているのかについてもお聞きしたいと思います。

次であります。学童保育は市の子育て支援課、教育委員会と各地域局の連携の中で事業が行われているように見えますが、現在の市の機構の中では各地域局に学校の担当が配置されていないため、この事業に限らず、学校と地域局の連携を要する多くの事業に支障を来しているように見受けられます。

一例を挙げますと、私たちの大雄地区におきましては、子ども見守り隊の活動はPTAだけでは限界があるとの考え方の中、区長が中心となり、防犯協会や交通指導隊など関係機関や団体にも協力をいただきながら、地域の連携の中で子ども見守り隊がつけられました。しかし、地区によっては、子ども見守り隊は当初、学校のPTAを中心につくられ、その後、教育委員会の要請により地域局がこの事業に関与していった、そういう経緯があるように聞いております。また、地域局におきましては、学校の行事などについての把握にも大変に苦労しているようにも聞いております。

このような状況にある地域局と学校の関係について、どのように考えられているのかについてもお聞きいたします。

現在、横手市内の保育施設には、公立と私立の施設があり、それぞれの特徴を生かした運営をされているわけですが、先般、公立保育所の保育士の方々に対し、市の担当職員より、今後5年ぐらいをめどに公立保育所のあり方を見直したいとの内容の話があったようですが、今後の公立保育所のあり方に対する考え方も、あわせてお聞きいたします。

次に、消防関係についてお聞きいたします。

今議会冒頭の市長の所信説明の中におきましても、分署の統廃合についての報告がありました。私の住む大雄地区では、いち早く平成12年に大森分署と統合しました。当時を振り返ってみますと、旧大雄村議会におきましても賛否両論がありましたが、広域市町村圏組合理事会での議論を経た中で、横手・大内・大森線県道バイパスの一部開通を受け、大森分署からの到着時間の短縮、また、広域市町村圏組

合の消防運営経費の節減など、かんがみをした中での総合的な判断だったように記憶しております。

私は、この質問を行うに当たり、駅前出張所について、何名かの署員の皆さんに意見をお聞きしました。駅前出張所は、出張所の人数が不足のため、火災の出動時に問題がある。また、勤務体制に無理があり、思うように休暇がとれない。本部と統合した方がスムーズな消火活動ができると思うなど、組織の統合を願う声が大変多く聞かれました。

現在、消防本部におきましては、新たな緊急システムの導入を目指し、現場への到着時間の短縮を図ろうとしているようであります。私は、環状線の整備も進み、交通事情も大きく変わった中で、本署と奥羽本線を挟んでではあります、直線距離で1キロほどしか離れていない駅前出張所の統合は急務であると考えます。

また、所信説明にあったように、市内全体の救急救命体制の充実のためにも、駅前出張所に配備されている救急隊は、早急に山内分署に統合させるべきであると考えます。いま一度、統合に対する考え方、スケジュールなどをお聞かせ願います。

続きまして、非常備消防についてであります。

私が申すまでもなく、各地域の消防団は、住民の皆さんの生命と財産を守るため、日々活動されていることは皆様ご承知のとおりであります。また、消防団は、地域に密着した活動を通し、防災の面のみならず、地域コミュニティの一翼をも担っているというふうに考えます。

さて、その消防組織も、合併により大きく影響を受けております。消防団に出動要請がある場合、そのほとんどの活動には危険が伴うため、ほとんどの旧自治体におきましては、消防共済の掛金に対し一部または全額の補助を行い、消防共済への加入を推進してきました。合併後の本年度におきましては、消防共済への加入が選択制となり、また、掛金は全額自己負担となっております。

私は、消防団の奉仕的な精神や、活動が行われている状況を考えますと、やはりこの共済に関しましては、当然すべての団員が加入すべきであるというふうに考えております。報酬額などとの関係も出てくるとは思いますが、加入に際しての補助等をどのように考えるかも含め、このことに対する考え方をお聞かせ願います。

続きまして、報酬額と支払い方法についてであります。

私も、消防団員として活動しておりますが、その活動の中から、このことについて問題を提起させていただきます。

私たちの分団は、毎年1月の消防出初式から1年の行事がスタートいたします。通常は、出初式前に集落をめぐり、出初式後は地元消友会、火災予防組合、集落会長などとの懇談が行われております。そして、春の火災予防訓練週間には火の元検査を行い、駆けつけ訓練大会が実施されておりました。夏が近づきますと、地区消防訓練大会の講習会に向けた訓練を数日行い、講習会に参加しております。その後、地区大会までの約2週間、夕方から行われる訓練期間を終え、大会に臨みます。ほとんどの消防団はここまでで訓練大会を終えますが、勝ち進んだ団は、ここからさらに二、三週間程度の訓練を行い、

市の大会に臨みます。その後、秋の火災予防週間に当たり、集落の火の元検査をいま一度行い、1年間の活動が大体終了いたします。また、地域によりましては、水防訓練大会、除草作業など、いろいろなことにも活動されているようではありますが、練習日程の長短はあるにせよ、今申し上げたことは平均的な消防団の1年間の行事であろうと思われまます。

さて、このような活動するための資金はと申しますと、これには団員の年報酬、執務日当が充てられております。私の知る限りでは、報酬などを直接本人が受け取るという事例は聞いたことがありません。合併に際し、消防団の年報酬や執務日当の統一が言われ、団員の処遇を改善することとしたようですが、団員1人当たりの年報酬1万5,000円、執務日当2,500円、年間の平均執務回数は地区により若干の違いはあるようですが、1人平均で4回弱がカウントされ、予算措置されているようであります。また、市では、この団員報酬は個人の所得との考えから、源泉徴収を実施したようでありました。

私は、先ほども申し上げましたとおり、報酬は団員個人の所得ではないとの考えからこの問題を提起させていただいたところ、団員報酬は5万円までは源泉徴収の免除がされるとの特例があったようであります。

私は、現状の団員報酬、執務回数、その支払い方法につきましては問題があると考えます。執務回数につきましては、年間の消防行事、中でも訓練大会の練習などを考えたとき、余りにも現状と違い過ぎるのではないかというふうに考えます。また、支払い方法におきましては、今年度の報酬は8月末と年度末の2回に分けて支払われる地域と年度末に1回にまとめて支払われる地域があり、来年度からは条例により年度末1回にまとめて支払われることとなっているようであります。

私は、市で考えている支払いの時期やその方法などは、現実の消防団活動を全く考えていない中での施策に感じるわけですが、なぜこのような支払い方法にされたのか。また、団員に対する処遇の改善などについての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

また、その支払われる団員報酬の財源は、当然のように交付税に算入されているわけではありますが、その交付額の詳細についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

最後に、消防団の今後についてであります。

先般、総務省、消防庁が各自治体に対し、公務員を消防団員にとの新聞報道がありましたので、ご存じの方もおられるかと思いますが、改めてご紹介させていただきます。

総務省、消防庁は、減少傾向にある消防団員確保のため、都道府県と政令指定都市に対し、地方公務員や日本郵政公社職員など、公的な職業につく人たちが消防団員に入りやすい環境を整えるように要請した。消防庁は、消防団員が退団する際は、必ず交代を確保し、現在の数を維持してほしいと自治体に求めた。地方公務員の入団のほか、火災予防の広報活動を担っている女性団員の入団も促進するよう指示、自治体が条例で定めている団員報酬（平均年数万円）の引き上げなども確保策に挙げたとあります。

私たち現場の消防団員から見ますと、日常から大変苦勞している団員の確保の難しさに、やっとな国も重い腰を上げた格好となりました。このような中、今後、市としての職員や関係団体などに対する対応

についての考え方をお聞きしたいと思います。

現在の非常勤消防団は旧市町村ごとに分かれており、地域局ごとに団長を先頭に幹部会が結成され、独立した組織となっております。この幹部会に対し、現在は予算措置がとられていないようであります。合併前の各消防団の幹部会にはそれなりの予算措置もあったように記憶しておりますが、どのようなお考えで現在の方策がとられているのか。また、今後の消防組織をどのようにしていくべきと考えているのかについてお聞きしたいと思います。

以上の点につきましてお聞きし、壇上からの1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 今、議員から、大きく2点についてお尋ねございました。特に、1点目の延長保育及び学童保育の充実の項につきまして、これからまずお答えを申し上げたいというふうに思います。

大きく分けまして5点ほどご質問ございましたが、その中の3点についてお答え申し上げ、あと2点については担当の教育委員会部局の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目に子育て支援対策としての延長保育、学童保育の充実について。そして、2点目に延長保育の利用の実態、学童保育の利用の実態についてのお尋ねがございました。幾つかの問題点のご指摘もございましたので、これについてまずお答え申し上げたいと思います。

延長保育につきましては、ほとんどの保育所で実施しておりますが、一部公立においては未実施の保育所がございます。それにつきましては、祖父母など家庭内で保育可能ということで利用がない状況にあります。ご指摘のような昨今の核家族化や共働き家庭の増加などを考えますと、全市にわたるやはり一律の支援というものが必要だというふうに思っておるところでございます。

また、学童保育につきましても、現在、議員のおっしゃるように、ほとんどが6時で閉園ということでございまして、勤めている方々の就業時間を考慮いたしますと、実態にはなかなか合っていないというふうに思っているところでございます。

市では、今年度の夏休みから、保護者の皆様と協議の上で試験的に開所時間を30分ほど早めて開園をいたしまして、好評いただいているところでございます。今後、終了時間につきましても、何力所か選択いたしまして、12月ごろをめどに試験的に実施する方向で今検討しているところでございます。

学童保育の利用料につきましては、月額5,000円ということになっておりまして、兄弟での利用や2人目や、ひとり親家庭の児童については半額というふうになっております。学童保育、延長保育とも、私立保育園での実施の際は独自の利用料というものを徴収しておられるわけでありまして、学童保育の未実施地域につきましても、委託を含め検討しておるところでございます。

今後のことにつきましては、児童の安全・安心な場所として利用いただくために、学校や地域と連携を図りながら、利用者の実態に即した運営というものに努めてまいりたいというふうに考えているとこ

るでございます。

この項の最後に、今後の公立保育所のあり方についてお尋ねがございました。特別保育として一時保育あるいは休日保育、障害児保育、延長保育、病後児保育がありますが、現状では公立保育所におけるそれらの保育が十分に実施されているとは言えない状況にあります。少子化が進みまして、核家族が増加している中で、子育て支援として特別保育が重要な役割を担っていることは十分理解しているつもりでございます。

市では、設備や人員との兼ね合いなど、すべての支援を早急には実施することは困難であり、来年度は延長保育の充実を図りまして、支援の一助にというふうを考えているところでございます。今後、市内の児童数や地域ごとの推移なども視野に入れながら、保育支援の充実と整備を図りまして、働く家庭が安心して就業でき、健やかに心豊かな子供たちがはぐくまれるよう努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

大きな2つ目に、消防組織及び非常勤消防団についてというご質問がございました。その中の4点ございましたが、まず1点目でございますが、横手駅前出張所の消防署への統合につきましては、関係各地区の皆様には、環状線の開通などによりまして、消防署からの出動でもほとんど時間の差がない現状であることを十分説明いたしまして、ご理解を得ながら協議し、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この統合に伴いまして山内分署へ救急車を配備できることから、中間点の大沢地区、以東及び山内地区全域での救急業務が向上し、横手市としてより均衡のとれた救急体制となるため、協議の上進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この項の2つ目に、非常勤消防団員についての共済の掛金についてのお尋ねがございました。

消防団員の皆様におかれましては、安全・安心な横手市にするため、消防団の基本精神である郷土愛護と消防団の使命の重要性を十分にご認識いただきまして、地域防災のため日夜にわたるご活動に対しまして、深く深甚なる経緯と感謝を表するものでございます。

さて、消防団員が不幸にも公務上の災害を受けた場合は、市が消防団等公務災害補償等共済基金に加入することによりまして、被災団員またはその遺族に対しまして、その災害によって生じた損害を補償し、あわせて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護を図る福祉事業を行うこととしております。また、秋田県消防協会罹災互助会に加入して、団員の家屋が火災や風水害などで災害を受けたとき、見舞金を贈呈して、消防意識の高揚を図っているところでございます。

さて、お尋ねにございました福祉共済制度は、公務災害補償制度の上乗せ的性格を持つものでございまして、確かに公務災害に対し給付されますが、その実態を見ますと、疾病による死亡、交通事故や交通災害による死亡など、消防活動のみならず、一家の働き手の損失に対する共済制度でありまして、その重要性というものはまことに大きいというふうに認識しているところでございますが、個人に対する保険の意味合いがありまして、合併協議の中で、団員の個人負担にさせていただくよう決定したものでご

ざいます。ご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

3つ目の、団員の報酬の支払い方法についてお尋ねがございました。

現在、各地域局では、ご指摘にもございましたが、旧市町村の方式によりまして、四半期あるいは半期ごとに年1回から4回の範囲で支払いをいたしております。横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、報酬額が年額で定められている職員の報酬の支給日は3月末日であると定められているところでありますが、来年度以降は消防団とよく協議をいたしながら、消防活動に支障がないよう、実情に合った支給をしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、何点かお尋ねの中で、ご迷惑をおかけした部分が幾つかあったなというふうに思っておりますが、ご指摘ございました消防団の執務回数に対する費用弁償につきまして、今後とも各地域局とその問題点についてよく協議をし、努めて直していくわけでございますが、その支払いに際しまして源泉徴収がなされたということ、これにつきましては、5万円以下の報酬については源泉徴収が必要でないことがわかりました。現在、徴収しておらないところでございます。また、還付もいたしたところでございますが、一部消防団員の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げたいというふうに思います。

なお、消防団の幹部会につきましてはの予算措置につきましては、必要な経費についてはこれから検討の上、予算措置をしてみたいというふうに思っているところでございます。

本題にあります今後の消防組織のあり方についてでありますけれども、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化に伴いまして、消防団員が減少する傾向がございます。地域の安全を確保する上では大変憂慮される状況にあるわけでありまして、団員の処遇改善や各施設やポンプ車などの更新、消防団制服の更新を図るなどイメージアップにつながることも、また、女性消防団員の入団促進、公務員、特殊法人等公務員に準ずる職員、例えば農業協同組合の職員であるとか郵政職の職員であるとかの入団促進や、ある特定の活動や大規模災害などに限定して参加する機能別団員、分団制度を活用するなどを講じまして、消防団員の確保や消防団環境の整備について、一層の努力をしていきたいというふうに考えております。

現在、8消防団の基本的運営につきましては、各団長と消防長で構成する消防団連絡協議会というものを開催いたしまして重要事項を決定しておりますが、近い将来、横手市消防団として統一できますよう、消防団連絡協議会とよく協議していきたいと、そのように考えているところでございますので、ご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で私の方の答弁を終わります。幾つか担当からお答えさせたいと思います。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 まず初めに、放課後子どもプランについてであります。9月1日付で文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進室というところから、県教委を通じまして情報提供がございました。それによりまして、放課後子ども教室推進事業を創設し、原則として全小学

校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施するというものであります。

議員がご指摘のように、厚生労働省との連携の中でそのような事業になるということでもあります。しかし、現時点では、文科省より概算要求をするという段階でありまして、今後、県教委への説明会等が予定されておりまして、県教委の考え方がその後市教委へ示されるものと思われま。

しかし、一方、放課後にまた学校で過ごすことが子供たちにとって本当に意義のあるものかなど、課題も多い事業のように思われます。今後、県教委の考え方等を参考に、横手市に合った形で検討していきたいというふうに考えております。

それから、学童保育に関してであります。学童保育そのものについては、厚生労働省管轄ということもあり、主に子育て支援課が担当しておられますが、最近、特に子供自身が抱える問題点等がたくさん出ておる実態もございますので、そういった意味では、教育委員会も協力、連携していかなければいけないだろうというふうに考えております。

また、学校担当職員の配置等についてお話がございましたけれども、現在のところ教育委員会としては、地域局への学校担当者が配置されていないということによる支障は特にはございません。しかし、議員のご指摘のとおり、地域局そのものとの連携強化については、さまざまな形で今後も強化していかなければいけないだろうというふうに考えています。

以上です。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 私の方から、交付税のことにつきましてご質問ありましたので、お答え申し上げます。

交付税の算定上で、単位費用というものがござい。その中に算入されております。それをもとに試算してみますと、非常備消防団の報酬に限って試算してみますと、算入の額は3,036万9,000円ほどでございます。それに対しまして、予算額の方ですが、一般財源で報酬に限ってでございますが、5,700万円ほどの予算措置してございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） 今、答弁いただきました。大変前向きな答弁が多く、ありがとうございました。その中で何点か、やはりいま一度お聞きしたいことがあります。

まず、延長保育、学童保育についてであります。確かに現状では利用者の実態と合っていないという状況の中で、来年度は延長保育に絞って実施を進めていきたいというような答弁もありました。また、保育所に限りまして、公立は私立に比べサービスが劣るというような内容のように、私にとっては聞かれました。

その中で、やはり一つ考えなければいけないことというのがあると思います。それは、預ける側がどのように安心して預けられるかということであろうかというふうに思います。ややもすると、やはりコストということに主眼点がいくように思えてならないわけですが、現実問題として、もちろんコストも大切なことでありますし、そういうこともしていかなければいけない。しかし、預ける側の安心感を得るという努力もしていかなければいけないというふうに思います。

実情を申しますと、現在、私立で運営されているのは、旧横手市と旧平鹿町、また、各町村の中に何カ所かありますが、特異な事例ともうしますか、そういう形の中のように感じられます。しかしながら、旧郡部の旧市町村の中におきましては、やはりどうしても私立の受け手がいなかったということであったかどうかは、その時代に生きておりませんのではっきりはしませんが、どうしても公立でなければいけないという形の中でスタートして、公立の保育所というものが現在運営されているわけですね。

この中で、やはり私立がいいとか悪いとかという評価の前に、もしそういう形でしていくということであれば、そういうアナウンスメントを必要とするのではないかと。住民の皆さんにきちんと理解をしていただいて、やはりその中で、また、働いている皆さんの理解も得た中で進めていくべき事例かなというふうに考えます。

私が一番危惧しますのは、このアナウンスメントが担当の方から出されているわけですが、これはほかに事例があります。要するに、市としてどういう方向に行くのかということが議論のテーブルの上のっていない中で、もちろん市長の考え方を含めまして、当局の考え方としてそういう方向でいきたい。例えば、給食センターの問題等も含めましてであります。そういう話であろうと思います。

市の行政機関として考えるということ伝えていくということであろうというふうには理解はしますが、現実問題としてそういう形の話が進んで、もう私立でなければいけないんだというような議論になってしまうというのは、やはり順序が違うんじゃないかと。やはり、そういう物事の進め方に対しては、理解を得ながらきちんとやっていくべきではないかなというのが私の考えるところでありますので、その部分についてどのように考えているか、まずお聞きしたいというふうに思います。

また、学童保育の部分につきましてはありますが、学童保育といいますよりも、教育委員会の学校担当が地域局にいないのに対する支障がないかという問題であります。先ほど次長の方からは支障はないだろうと、こういう内容でありました。

しかしながら、もちろんこれは地域局自体の問題もないとは限らないわけですが、現実問題として、例えば学習発表会がいつにあるのか、運動会がいつにあるのか、こういうことすら把握できていないという現実があるわけですね。例えば、除雪体制一つとりましても、学校の前の除雪をお願いしたい。これを、そうすると学校は市の教育委員会に直接お願いしながら、そしてそこからやはり建設部の方をお願いするという形になってしまうわけですね。

ところが、現実的にはもっと細かな部分でいきますと、除雪は地域局で対応しているわけです。地域局にその担当の方といいますか、兼務で構わないんですけども、そういう内情わかる方がいらっしや

れば、そこに直接話しすれば、できるだけ効率のよい除雪というのは可能だというふうに私は考えるわけです。これは一例ですけれども、そういうことから考えますと、やはり地域局といかに学校というのは連携を深めていくということは考えるべき必要があるのではないかなと。どうしても学校イコール教育委員会という考え方ではなく、学校という組織はもちろん教育委員会の管轄下にはありますが、地域の中の学校あってほしいものだ、そういうふうにしていかなければいけないものだ、私はそう考えますので、やはりその部分については少し抵抗感があつたかなというふうに思っております。

続きまして、消防の部分であります。

統合の部分につきましては、市長おっしゃったとおりでありますし、やはりこれは所信説明にもありましたとおり、できるだけ速やかに頑張っていたきたい。やっぱり、新市一体となった一体感を示す意味におきまして、非常に大きい事例であるというふうに私自身は考えておりますので、ぜひ強力に進めていただきたいなというふうに思います。

また、公務災害の部分につきましては、共済はあくまでも個人的な部分の色合いが強いものであろうと。公務災害につきましては、市で入っている保険で賄われるからだいじょうぶであろうということでありました。であるとするならば、やはりこの部分につきましては、きちんとその部分を末端の消防団にわかるような形でアナウンスメントが必要だろうというふうに思います。

私ども勉強不足だったわけですが、私は合併前の旧の状態からずっと、公務災害というものは共済の中からある程度出てくるのかなというふうにしか考えておりませんでしたので。であるとするならば、やはりこれはこういう意味合いのものだ。公務災害はきちんと市の方で手当てできるんだ。共済はもう完全に選択制にするべきだと、そういうことであるとすれば、そういうアナウンスメントが必要であると思いますし、やはりそういう情報の提供も必要なのではないかなというふうに思います。

また、交付税算入額につきましては、算入されている額より大変多くの財源を消防団の活動に割いていただいているということに対して、非常にありがたく思っているわけではありますが、ただ、この中で考えなければいけないのは、これは国の制度の問題もありますが、国等も合併時には消防団員を減らさないようにと。合併で組織を再編する場合、消防団等も統合を進めて、団員の数を減らさないようにと、こういうような内容の通達があつたように、私も何かのやつで見たような記憶がありますが、やはりそういう今までの事例の中で、非常に消防団という地元に着した活動が必要であるということの中から、多分そういう内容のものが出てきたのではないかなというふうに思いますので、できればそこら辺も加味しながら、消防組織の方の再編も進めていただきたいなというふうに思います。

また、先ほど、公務員を消防団員の中に出ました女性団員という話もありました。これなども、私からしますと、これはある地域とない地域もありますので、一概には言えないわけですが、火災予防組合とかという組織もございました。現在も活動されている地域もあります。こういう組織などは、本当にこの広報活動を担って行っていけるという、ある意味一つの強力な武器になろうかというふうにも思います。やはり、ある組織は十分に活用するといいますか、動いていただけるだけの予算措置等もとりな

がら、やはり組織も生かしていくべきではないかなというふうに思います。

その点について、どのように考えるか含めましてお聞きして、2回目の質問といたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、延長保育につきまして2点ほどお尋ねございました。

確かに、お子さんを預かる側の安心感というのがもちろん大前提でございまして、そのことを抜きにして、どんな政策もこの分に関してないわけでありまして。私どもは、公立の保育所等を民営化する具体的なタイムスケジュールを今まだつくっているわけではございません。ただ、そういうことは、行政がこれから組織体制をいろいろ変えていく中で、必要条件だというふうな認識を持っているわけでありまして、そのことを担当部門でいろいろ内部的なアナウンスメント、それこそアナウンスメントを職員にしているわけでありまして。

それは、いろんな意味で、公立保育園が民間に劣っているのではなくて、対応が少しおくらしている部分は確かにあるということでございます。それは、保育を必要とする親御さんたちのニーズになかなか対応し切れていないというような、これはある種行政機構が抱える部分も、宿命的なものもございまして、これをどういうふうに解決していくのかと、その解決していく手だてとして民営化というのもあるということございまして、その前に意識として、どうしたら民間の保育園さんに負けないぐらいに、競争する必要はないのでありますが、負けないぐらいに親御さんたちの期待に答えられる仕事ができるかということが先でございますので、そういう意識を喚起するために、職員の皆様に将来の方向づけについての説明していると、こういうことでございます。

これについても、何遍も申し上げますけれども、預ける側の安心感というものをどのように担保しながら、しかし、行政として、ご指摘にもございました効率性というものは避けて通れないわけでありまして、その辺のバランスをどうとるかの検討をこれから進めていかなきゃならないのかなと思っております。

また、教育委員会と地域局の連携についてのお尋ねでございました。

私どもの次長は、専任ののではなくて、もう地域局の担当の職員を置かなくともできるというふうな話でございますが、しかし、全部でないわけでありまして、一部連携の悪さがですね、大変お子さんをお持ちの保護者の方々に対する適切でない対応といいますが、そういうのがやっぱりあったというご指摘でございますので、これは真摯に反省しなくてはいけないだろうと思っております。ただ、ご指摘のようなことについては、組織をどうするかよりも、まず連携をどうするかという問題をもう一回、地域局、関連部局と教育委員会との連携がどうあるかという話を詰めていきたい、その中でまず進めていきたいなど。その上で、どうしても組織的なそこに欠陥があるということであれば、これはまた考えなきゃならないだろうというふうに思っている次第でございます。

それから、消防の方につきましてですが、共済の掛金等々について説明不足があるのではないかなというふうなご指摘でございました。

議員も消防団員でございますので、そういう部分があるとするならば、やっぱりしっかり説明しなきゃいけないだろうと思っております。しっかり説明できていない部分の点検をいたしまして、必要なところはしてまいりたいというふうに思います。

なお、最後の、消防のこれからの組織のあり方ではありますが、女性消防団あるいは予防組合等々の指摘がございましたけれども、やはり旧来の感覚でいう消防団員像というのはなかなか難しいのかなと思っております。新しい時代の消防団員、消防団のあり方というものを、1回リセットボタンを押して考えていく必要はあるかなというふうに思います。そういう意味では、さまざまな消防団員がいていいし、消防団があっていいというようなことになるのかなと思います。

また、役割分担をもっと細かくする。一くくりで消防団員はこれだけの仕事するんだというふうに決めないで、こういうものもあればこういうものもあるというふうな観点もやっぱり必要ではないかなと思っておる次第でございます。この辺も研究を進めながら推進してまいりたいと思います。

田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員。

34番（寿松木孝議員） ありがとうございます。

持ち時間は若干は残っているわけですが、私が見る観点の中では、確かに組織をどうするかという問題ももちろんありますが、地域局の中で解決できる問題でもあろうかとも思われます。市長のおっしゃるとおりであります。ただ、その中で連携の中で、やはり一つ考えなければいけないのは、学校側というのはある意味、学校の教員、職員の方ですね。校長、教頭を含め、3年のサイクルの中でほとんどは転勤という形になるかというふうに思います。

そうした中では、やはりなかなか地域局の担当の方といいますか、その方にお会いして話しすればできるということであれば、まだお話ししやすいかとは思いますが、ぽつと新しい学校に行きまして、もういきなりそういう話を持っていくという、持っていく場に非常に問題があるというふうに思うんですね。ですから、やはりそういう部分での何といいますか、教育委員会の出先として必ず担当がいなければいけないということだけではなく、やはり学校として、どの窓口の方に行って、どういう形でいろいろな協議ができるのかという、その部分が一番必要ではないかなというふうに私は思っているわけです。

ですから、その中でそういう仕組みをどうつくるのか、それがもちろん教育委員会の方で兼務という形の中でだれか担当を置くのがいいのか、そこは市の機構の中です。我々が何だかんだ申すことではないかというふうに思いますが、やはりそういう不具合があるところをいかに解消するかという部分に立った中で話を進めていきたいなというふうに思います。

それと、延長保育の先ほどの話に若干戻りますが、やはり、私は延長保育を見ている中で、1回目の質問のときにも若干触れましたが、施設の受け入れ側の問題もあるということで、すべての方を受け入れる状態にはないという、今の段階です。そういう事情もあるわけであり。しかも、例えば市内というか、旧横手市内といっぱい保育所、幼稚園があるところであれば、それは選択をある程度しながら、できるだけ自分の実情に合う形でとれるということも事実であります。

しかしながら、旧の郡部に行ってしまうと、地域に1カ所しかない、そういうところも結構あるわけであります。その中で、受け入れがたいと言われたときにどうするかという問題が当然発生してくるようには私は思っているわけですね。ですから、もちろんこの部分も含めた中で、やっぱり次の部分、次のといいますか、次のステップに行きます延長保育の来年度から実施するに当たりまして、やはりそきあたりを加味しながら進めていただきたいものだなというふうに思います。

また、消防の部分につきましては、確かに今ある分団の体制がそのまま維持できるかというのは、それは非常に難しいだろうな。我々自体も限界を感じてきているところであります。うちの分団に限ってであります。非常に難しい。難しい中でも、やはり考えていただきたいのは、ある程度崇高な精神を持ちながらやられているという中で、例えば消防の大会、講習会、一体何人の人が参加して、その方々が普通に就業したらどれくらいコストがかかっているのか、そんなこともちょっとは考え方いただきたいな。

皆さん、この時代ですから非常に忙しい。時間的にも大変タイトであります。その中を縫った中で、そういう精神的な部分で、やっぱり地域のため、住民の皆さんのため頑張ろう、そういうことが根底にあるからこそ務まっている、こういうことも事実であります。その部分も加味いたしまして、ぜひ今後の消防団のあり方についても考え方を進めていただきたいものだなというふうに思います。

以上の点をお聞きしまして、最後の質問といたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 この後検討するというようなことでの答弁をしておりますので、それ以上の答弁はないわけでありますが、その中でも、子供さんのために延長保育をしっかりとするんだという決意を込めながら検討していかなきゃいけないというふうに思いますし、消防団につきましても、やっぱり金で勘定できない部分というのは当然あるわけでありまして、それはまさに地域へのふるさとに対する愛着であり、奉仕であると。そういう精神はやはり大事でございますので、その辺はそういうもので成り立っているんだということは忘れないように努力してまいりたいと思います。

齋藤光司 議員

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） 自分の番は一般質問の最終日だろうと自分の判断の中で、初日の2番目ということで、やや驚きながらも戸惑っております。

きょう、1つは、十文字浄水場の事故を踏まえて、事故原因の究明と再発防止、あわせて旧十文字町上水道運営の名誉の回復。2つ目は、市民最大の関心事である除雪体制が昨年よりも少しでもよくなるように。また、3つ目は、十文字地区での積年にわたっての願望であります聖安公園の増設が早急に着工できますようにとの強い思いを込めて、質問をさせていただきます。

1点目、十文字浄水場の事故についてであります。

9月4日、議会初日、市長のおわびがありました。今回の事故の主原因が、それまでただのポンプの故障だと思っておりました。翌9月5日の地元紙に「故障連絡機能せず。職員不在、転送装置も未設置」との報道で、我が地域の住民感情も「やあ、夜中に大変だった。ご苦労さん」、それが「何やってるなよ」、その思いが大きく変わっております。

先週の決算委員会の審議の中で、転送システムが約60万円かかるとの答弁の中、十文字浄水場には転送システムがなかったとの報道を目にした同僚議員から、「光司、十文字に60万円のお金ねけどご」、そういう発言すら浴びせられる始末であります。

合併前、一生懸命に旧十文字町の上水道事業にかかわってきた、そういう自負、関係議員、旧職員、旧十文字町の名誉のために質問をさせていただきます。

今回の事故の報告を受け、合併前の十文字地区の水道事業に所管委員として取り組んできた経緯からして、信じられない思いがあります。我が十文字町には、旧十文字町でありますけれども、十文字地区には梨木、佐吉開、新処、今回事故のあった十文字浄水場と、4つの浄水場があります。何かこういうことがあった場合に、その浄水場同士、相互補完のネット構築も完了していたはずであります。また、そのために、石綿管から塩ビ管への100%の布設がえもできていたはずであります。

また、予見される事故に対応した機材、部材の予備配置、事故が起きたときの地域局への365日24時間体制の警報システム、職員間の連絡網の整備等、水道事業者としてのセーフティーネットは万全に構築されていたはずだし、してきたという思いがあります。

今、新横手市の水道事業は、旧横手市、増田、平鹿、大森、十文字、大雄の6市町村の水道事業の統合によって運営をされていますが、平成17年度において各地区の給水原価は、1立方メートル当たり横手で205円、増田で331円、平鹿で316円、大森で175円、十文字で154円、大雄で205円。また、市民に供給する供給単価は、横手218円、増田251円、平鹿149円、大森169円、十文字140円、大雄186円と、地区内においては、数字から見ても安心・安全・安定した給水を実施をしてきたという自負があります。

「何やってるなよ」という多くの地域住民の声に、おわびと反省を込めながら、今回の事故を検証したいと思います。

1点目、まずは今回の事故の子細な経緯をお伺いしたいと思います。

9月2日の事故以来、9月4日に市長のおわびがあったが、経緯については一切説明がない。何が壊れて、だれがどのような形で事故の第一報を受け、その後どのような連絡で職員は参集をし、指揮はだれがとって、何名の体制でどのような故障の修理に当たったのか。また、機材・部材のストックは十分だったのか。土曜日の夜ということで、業者への依頼をも含めて、難儀をした部分もあると思うが、どういう手配の状況だったのか、経過説明をお願いしたいと思います。

2点目、私は、あくまでも今回の断水騒ぎは、単なるポンプの故障だと思っておりました。しかし、9月5日の地元紙の報道で、単なる故障ではなく、起こるべくして起こった事故だと初めて知りました。新聞報道がなければ、地区の議員を初めとするさまざまな責任を担っている立場の人間、また、だれよ

りも迷惑した住民に、どのような形で周知をしようとしたのか。新聞報道があってから小出しに出てくる庁舎内の情報管理に強い憤りを感じております。我々責任を共通する者に対してよりも、先に新聞報道されてしまう情報管理のあり方について、私は経緯とお考えを伺いたいと思います。

3点目、前段でも述べたとおり、十文字浄水場の警報装置が十文字の地域局に今春の組織再編前のようについていれば、2日午前6時1分の警報は当直、二段構えとして、午後3時15分の警報については日直、十分に対応できているはずであります。4時間、少なくとも1,000戸の断水などということは絶対にあり得ないはずでありました。

組織再編の後、十文字地域局から警報装置を外した経緯とその後の対応はどうなっていたのか。今春の組織再編の、こういう事故の後だからあえて言うが、拙速さに起因があったのでないか、お考えを伺います。

4点目、今回の事故も1週間が過ぎて、種々の検証ができておられると思います。結果として、今回の事故の一番大きな原因は何か、責任の所在は何か、お考えを伺います。

5点目、今回の事故は、十文字に住む人間として、逆にこういう不始末の中でも、十文字だからこそ4時間の断水、それも完全断水はごく一部で、少しでも水は出ている状況の事故で済んだという思いがあります。

それを踏まえて、新しい水道事業の各地区の浄水場間のネットワーク、あるいは機材・部材の保管、あるいは各浄水場間での融通と、大きな課題が見つかったと思われます。細部については、まだ対応策も含めて、時間と検証が必要と思われますが、現時点での事故の反省点と改善点をどう考えているのか。また、一番の再発防止策をどう考えているのか、お伺いをいたします。

大きな項目の2点目、今冬の除雪計画についてお伺いをいたします。

8月以来の残暑の中で、ことしの正月を降りしきる雪の中で迎えたこと、1月6日には横手市の雪害警戒部が設立され、雪による大きな被害が発生ことなども、遠い日のような気がしておりますが、暦を見るともう9月の中旬、3カ月を待たずにまた雪の季節であります。

横手は、古来より台風、大雨等々の自然災害には、盆地特有の地形の中で恵まれているのでありますが、ただ一つ、雪に対しては全国屈指の豪雪地帯であります。雪対策は、災害対策として備えは早く、万全に、確実に、そういう思いの中で、我々市民も昨年よりは年を一つ加え、スコップの雪も重くなります。12月議会では間に合わない、本当の除雪計画の一助になればという思いの中で質問をさせていただきます。

1つ目、合併後初の昨年の除雪体制は、原則として旧8市町村でこれまで行われてきた体制を引き継いだものであります。市長の、それぞれの地域においてこれまで各地域での取り組みを絶対に後退させない、少しでもよくする、強い決意と方針のもと施行されたという認識をしております。

そういう中で、昨年度の雪対策の反省と総括、それを踏まえ、今年度の雪対策がどのように改善をされていくのか、お伺いをいたします。

2点目、各地域、各集落において、除雪についてはそれぞれに種々の問題が山積みしております。そのことに対する把握、手当てこそが当市除雪計画の第一歩だと考えておりますが、その情報把握のシステムができているのかどうか。また、現実はどう進められているのかどうか、お伺いをいたします。

3点目、市報8月15日号に町内会等除雪活動補助金等のお知らせが掲載をされております。しかし、雪対策については、当市の事業の中で、高齢者への除排雪の支援事業等、事業担当各部の壁を超えるトータルをして市民に伝えなければならない情報は多岐にわたっております。今冬の市としての雪対策がどうなるのか。補助金の申請を初め、市民の立場での周知という部分でのわかりにくさ、煩雑さで、市民が不利益にならないような広報、周知活動がより必要と思われませんが、現状をどう認識をされ、具体的にどう改善なされていくのか、お伺いをいたします

4点目、高齢者の除排雪、間口排雪については、行政の支援だけではなく、地域としての相互扶助、集落の中でお互いに差さえ合う地域力というものがより重要と考えられます。そういう中で、先ほどの34番議員の話にもあるとおり、消防も大きな力を担っているわけでありましてけれども、私は地域での核となるべきは、種々の状況からしても市役所の職員が中心になって頑張るべきだ、そう思っております。市長の考える地域とのかかわりについて理想とする職員像と、現状をどうとらえ、職員教育をどうなさせていくのか、お伺いをいたします。

5つ目、狭隘な市道に対しての排雪基準、システムの確立が急務であると思えます。このことに対してのお考えを伺います。また、住宅密集地での雪押し箇所確保という点から、市街地区域内の遊休地を固定資産税の3分の1の減免といった優遇策で確保する、そういう思い切った施策が必要な時期になってきていると思えますが、このことに対する市長のお考えをお尋ねいたします。

6点目、各地域で防風、防護さくが設置をされ、冬期の交通安全に役立っております。しかしながら、その施設は、夏期間は隣地土地所有者のボランティアで草刈り等の維持管理されている状況がほとんどであります。しかしながら、来年の集落営農を見るばかり、高齢化が非常に進んでおります。市として、維持管理を考えなければならない時期に来ていると思えます。そのことに関してのお考えを伺います。

7点目、十文字地域は、新市において特に消雪パイプ施設への依存が高い地域であります。国道、県道から町への移管ということで、今まで町として電気料を含む維持管理費をすべて持ってきた路線が数多くあります。ほかの市道との公平性の確保という中で、今年度から負担を求める意向とのことでありましてけれども、シーズンまであとわずか、どのような形の中で住民理解を進め、実行なさせていくのか、お伺いをいたします。

8点目、十文字地区、梨木・本町・仁井田線の消雪パイプの水はね対策として、各家々ごとのグレーチングの設置を要望、旧執行部には理解をしていただきましたが、いまだになされておられません。そのことに対するお考えを伺います。また、梨木地区の消雪パイプの排水を、我が十文字地区の顔であります高速道路入り口の中央町の消雪に生かすことが私は可能だと思っております。この可能性と実現へ向けてのお考えを伺います。

大きな項目の3点目、聖安公園の増設計画についてお伺いをいたします。

聖安公園は、旧十文字の町営の墓園であります。昭和52年から事業が始められ、最終平成8年に20基の増設をし、すぐに完売という形で、現在602基すべてが完売しております。碑石が統一化されていることも、地域住民の散歩コースとして利用されている大きな要因となっている墓地公園であります。

この事業については、旧合併前の十文字町の第6次振興計画にしっかりと計画をされていたものであり、合併を控えて、やっつけ、そのような事業ではなかったことをまずは訴えたいと思います。その振興計画に基づいて、増設する部分1町2反歩も約2,500万円をかけて今、先行取得をしております。また、旧町時代に事前申し込みを受け付けており、17名の申し込みがあったとも聞いております。

皆さんご存じのように、十文字地区は造成、新築住居が毎年建っております。地域住民の話を聞いてみますと、今は若いから要らないが、将来的にはぜひとも必要だ。そういう方もかなり数いらっしゃる。そういう潜在需要もかなりの数あります。また、宝龍団地111区画の売り込みのためのセット施策として推進をされてきた事業でもあります。財政的にも、永代使用料収入と同時に、宝龍団地の残存価格1億5,000万円の売り上げの促進策等々を考えますれば、新市の重荷になるような事業では決してないと思います。早期の着工を望みたいと思います。

そこで、この聖安公園の増設計画は、新市として今どのような位置づけになっており、進捗計画がどうなっているか、伺いたいと思います。

以上、大きな項目3点、壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 冒頭、十文字浄水場の事故につきまして、再度おわびを申し上げたいというふうに思います。

この後、担当部長から詳細な説明、原因についても含めまして、これからの対策についても申し上げますけれども、休日、夜間、大変貴重な時間に、水の使用量が比較的多い時間帯でございました。そういう中に、ライフラインの大きな中核をなす水の供給につきまして、十文字地域の市民の皆様にご不便をおかけしましたこと、再度おわび申し上げます。

これの対策については、この後詳しく述べますが、早速講じているところでございますので、以後こういうことがないようにいたしたいというふうに思います。

2番目の今冬の除雪計画につきまして、これからご答弁を申し上げたいというふうに思います。

都合8点ご質問ございましたが、まず1点目でございますが、昨年度の総括、反省を踏まえまして、今年度の対策をどう考えるかということが第1点目でございます。

昨年度は合併直後の大雪に見舞われた中で、ご指摘のように、除雪対策の後退をさせないという、大方針のもとで取り組みを行ったところでございます。総括としては、例年になく大雪であったことも影響いたしまして、各地域局間の除雪出動回数に若干のばらつきが生じたこと、それから地域局境に合っ

ては、場所によりまして除雪の制度に落差が生じたところもあったこと、また、除雪にかかわる事故が発生したなどが反省点となっております。一方で、各地域局間の連携によりまして、アップルロードの除雪や、横手地域局管内市街地での集中除排雪などの効果を上げた取り組みも行われたところがございます。

今年度の雪対策は、これらのことを踏まえて、出勤基準の徹底や、各地域間の一層の連携によりまして除雪格差の生じない体制、事故を起こさない体制づくりなどの構築が主要な方針となる予定であります。

2つ目に情報の収集・把握についてのお尋ねがございました。

まず、各地域局、地域維持課において第一義的に把握をいたしまして、手当てする体制となっているわけであります。また、全体の把握については、建設部で行うこととしております。昨年の各地域の除雪課題について、今年度に入ってから、既に2回にわたりまして除雪担当者会議を開催いたしまして、昨年度の課題を整理しながら、今後の除雪計画に反映させることといたしまして、現在、検討を進めている最中でございます。また、パトロールの強化、全職員における居住地域や通勤時における情報の提供など、現況把握に努めてまいりたいと考えております。

3番目に、除雪活動費の補助についてのお尋ねがございました。

市民の広範な活動を支援する目的からその内容も豊富で、広範囲にわたっているところでございます。このため、市報でのお知らせですべてを言いあらわせるわけではないわけでございますので、市報では制度の簡単な説明、紹介程度になっておるわけでございます。具体的な内容につきまして、各地域局の窓口で詳しい説明をさせていただく体制というものをきっちりつくりたいと、そのように考えているところでございます。

4点目に、職員、除雪にかかわるくんだりでご質問ございましたが、地域とのかかわりについて理想とする職員像はどう考えるかというふうなことでございます。また、その職員教育についてのお尋ねがございました。

現在も、そして今後もそうでありますけれども、いわゆる今これからの自治体職員に求められているものというのは、何といたしても、さまざまな意味での創造性、いわゆる新しいものをつくり出していく、クリエイティブという表現であろうかと思いますが、そういう創造性だとか独自性に飛んでいるだとか、あるいは柔軟な発想、いわゆる先例主義に陥らない柔軟な発想を持っていること。そして、最も大事なものは、住民ニーズに敏感でなければならないと。そして、なおかつつけ加えるならば、行動力あふれる職員でなければならないというふうに思っております。

今申し上げた項目はいずれもが一般論としていけば、過去における職員のあるべき姿、あった姿からは相当変わってきているというふうに私は思います。したがって、組織も変わらなきゃいけないということは、職員も大きく変わっていかねば、時代に対応できる職員としては存在し得ないというふうに思っている次第でございます。

幾つか具体的に申し上げますけれども、地域とのかかわりという視点で申し上げますと、一義的には

そこに居住する住民であるということを、当たり前のことでありませけれども、強く認識していかねばならない。そして、各種地域行事や地域奉仕活動に積極的にみずから参画して、先ほど申し上げました地域のさまざまなニーズ、地域ニーズ、住民ニーズを肌で感じとれる職員でなければならないというふうに思っております。

そういう観点のもとに、市内に設置いたしました36カ所の地区会議にはスタッフとして参画するように横手市職員地区担当制度というものを設けまして、地域と市政を着実に結びつける補助的機能というものを果たそうとしているところでございます。

また、除雪にかかわる部分で申し上げますと、高齢者の屋根の雪おろし、あるいは間口の除排雪作業にはボランティアで職員が参加している事例も幾つかの地域局管内であるわけでございます。こういう事例にも、やはり自主的に取り組んでいただきたいものだなと思っている次第でございます。

また、今後の職員教育というものをどうするかということでございますが、いろいろな要素を申し上げましたけれども、市民の立場で考え、そしてやはりこれからの時代、今もそうありますが、常に変革し続ける、変わっているわけでありまして。変わり続ける世の中に対応できる職員、みずから変更し続ける職員という強い方でありましょうか、を目指した横手市人材育成基本方針というものを早急に作成したいと。今月の下旬ころには政策会議にその方針を諮りまして、それに基づきまして職員教育に積極的に取り組んでまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

5番目に、狭隘な市道に対しての除雪基準、システムの確立が急務だと、固定資産税の減免等々の対策も入れながらというようなお尋ねがございました。

確かに、ご指摘のように現在、特別な排出基準というの設けているわけではございませんけれども、状況を見ながら、適宜除雪し、排雪し、生活道路の確保に努めているわけでございますが。

そしてまた、旧横手市、いわゆる横手地域の例にございますとおり、除雪車が入り切れない狭隘な道路が多々ございます。これは十文字についてもあるのかなと思っておりますが、住民の皆さんがダンプを借り上げて、市ではドーザーを借り上げて、排雪を市民協働で展開しているという事例もございまして、こういうふうな協働の除排雪のあり方を広めていきたい。

そして、冒頭申し上げました、議員もご指摘ありました雪押し場の固定資産税の減免政策についてでございますが、いろいろ空き地所有者の方等の意見もお伺いしているところでございますが、我々が現在把握している中では、金銭的な問題ではなくて、春先にごみが大量に残るわけでありまして。そして、その問題やら、雪がいつまでも残っているというような問題等々もありますので、ごみと排雪の問題が大きな阻害要因になっているというか、それが課題であるということでお聞きしておりますので、市といたしましては空き地所有者の方々と町内及び市の三者で取り決めを行いまして、例えば春先のごみは町内会の方全員ですとか、また、早期の排雪は市で手当てするなどの施策を講ずることで、そういう雪押し場の確保の推進に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、固定資産税は、いろいろ検討いたしました。税の公平性から見て、難しいのかなというふう

に思っているところでございます。

6つ目に、十文字地区におけます防風、防雪柵についてのお尋ねでございましたけれども、現実にごのさくがあるところの隣地所有者の方には、草刈りなどについて大変ご難儀をかけているのは実際そのとおりでございます。今後の維持管理につきましても、道路に面している部分については市の方で対応していくわけですが、反対側、道路側でない、いわゆる田んぼ、畑に面した側につきましては、何とか農家の方をお願い申し上げたい、切にお願い申し上げたいというふうを考えておきまして、この要請をきっちりしてまいりたい。防風柵の設置の経緯もさまざまあるようでございますが、いま一度そういうことをお願い申し上げて、役割分担をさせていただきたい、そのように思っている次第でございます。

この項の7番目と8番目については、担当といたしますか、区長の方から答えをさせていただきたいというふうに思います。

最後に、大きな3番の聖安公園の増設計画についてお尋ねがございました。

これにつきましては、旧十文字町におきまして計画された事業でございまして、新市に確かに引き継がれております。墓園整備につきましては、市全体の利用状況や住民の意向を確認いたしまして、随時検討を重ねながら整備してまいりたいと考えております。そのようなことで、計画の内容について精査を今いたそうとしているところでございますが、地域の新興住宅地の状況、あるいは増田地域の住民の方などのお声もあるようでありますので、その需要を正確に把握いたしまして、年次的な整備というものを、段階的な整備というものを検討して、進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 十文字区長。

田中邦廣 十文字町区長 質問順位2番目にあります今冬の除雪計画の中で、7番目と8番目の十文字地区の梨木地区を中心とした質問に対してお答えいたしたいと思っております。

7番目でございますけれども、これは消雪パイプでございます。消雪パイプの電気料負担ということでございますけれども、これにつきましては平成14年度に国道、県道からの移管されました路線の関係集落の方々につきましては従来無料だったものを、先ほど言いました市民負担というような形で、30%電気料負担をお願いしたいということで、説明会を開催しております。それにつきましては、いろいろ経緯はあるにいたしましても、おおむね理解されているものと思われま。

合併されました後に、合併協議の中で50%の電気料負担を原則とすることとなっておりますことから、来る9月13日に各町内会・自治会の会長への説明を予定しております。極力、今後の負担について説明いたしまして、ご理解いただけるようお願いしてまいりたいと、このように考えております。

もう1点、梨木・本町・仁井田線の消雪パイプの水はね対策、グレーチングの設置、それからもう一つは中央町の消雪の水を生かすことが可能でないかということでございますけれども、ご指摘の地域の水はね対策として、わだち解消のためにオーバーレイを実施しております。それから、いわゆる水はね

のためのグレーチングにつきましては、検討いたしましたけれども、そこは現場打ち側溝ということで、なかなか既設のものがはまらないということで、なかなか難しい部分がございます。しかし、可能な部分につきましては、調査して実施してまいりたいと思います。

もう一つ、梨木消雪パイプの排水利用につきましては、流量が少なく、それから水の流れる方向がちょっと違っておりました、中央町の側溝に利用することは現段階ではなかなか難しいのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 十文字浄水場の事故の件につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

まずもって、9月2日の十文字地区の断水事故につきましては、十文字地域の皆様や関係の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫びいたします。

これまで、十文字地区の水道施設やシステムなどにつきましては大変よく整備され、また経営もよく、安定した経営をなされているところでございます。このような中で、長時間の断水事故ということで、住民の皆様方を初め、皆様には大変不安に思われたことと推察するところでございます。

原因といたしましては、大沢浄水場に移設しました監視装置の警報を担当職員の携帯等へ転送するシステムへの取り組みが遅れたことが最大の要因でございまして、まず早速改善策を講じさせていただいておりますことをまずもってご報告させていただきます。

次に、アからオまでの5点についてお答えいたします。

今回の事故の子細な経緯についてでございますが、9月2日土曜日午前6時過ぎに、横手大沢浄水場に設置してあります監視装置に十文字浄水場送水ポンプ故障の警報がありまして、その後、午後3時過ぎに配水池の低水位を知らせる警報が入っております。午後7時20分ころから断水の電話が十文字庁舎にありまして、その後殺到しております。十文字地域職員の皆様が対応しておられます。

同じく40分ごろ、浄水場のポンプ故障と配水池の異常を確認いたしました。同55分、あらかじめ準備されておりました予備の水中ポンプ交換を業者をお願いしております。午後8時10分ごろ腕越地区から応援配水を開始いたしました。同じく20分ごろ、広報車2台で広報活動に出しております。同じく50分ごろ、三重浄水場からも応援配水を行っております。

午後9時から浄水場の泥ばけ弁を開放いたしまして、水位を下げ、9時半ごろから約1時間をかけましてポンプ交換作業を完了しております。午後10時ころなのですが、横手と増田から給水車が出動しております。10時10分ごろ、腕越配水池の水位が低下したため、応援配水を停止いたしまして、10時半ころからは交換してポンプの関係でございまして、浄水池の水位を確保しながら、配水池の水位を上昇させたところ、水位が2.5メートルに達しましたので、午後11時30分ころから配水を開始しまして、三重地区からの応援配水を停止しました。その後、手動にて送水を調整し、翌日3日の午前5時ごろ制御を

全自動に切りかえております。その後、いろいろ後片付け等、それから見回り等ございまして、3日の15時ころには平常時の体制としております。

実際、その状況の中での職員体制とか、現場対応の問題ですが、現場は混乱しておりましたので正確な人数はちょっと把握できておりませんが、総勢で約34名の者が頑張っていたいております。事故関係の現場につきましては、上下水道担当チーフを先頭に対応していただいております。これは浄水課、それから配水課等の職員も対応しております。

それから、電話等の対応、ご承知のとおり、大分パニック状態になってございまして、8回線に電話が入ったというようなことで、泊まりだけでは何ともならないということ、それから大きな事故だというようなことで、区長を初め地域維持課長さん方には大変ご難儀をおかけしております。

それから、新聞報道を待たなければならない庁舎内の情報管理のあり方についてですが、当日の状況から先ほど若干申し上げましたが、電話等の対応には限界がございまして、8回線、十文字庁舎にはあったわけですが、それに電話が入りましたので、当直だけでの対応はできませんでした。さらに、電話が通じないというようなことでもございまして、横手庁舎にも電話が入りまして、横手庁舎自体は状況が把握できておりませんでしたので、電話の関係でいきますとパニック状態でございまして、業務の電話もできないような状況でございました。

そういうような関係で、広報車2台で広報活動をしております。また、翌日にはおわび関係の文書を準備させていただきまして、月曜日には配布の体制とさせていただきます。

今後、より詳細な情報を住民の方々や関係の皆様迅速に提供できるような方法といたしまして、今後、状況によってはテレビ等のメディアのお力を借りる、あるいは場所によっては防災無線等を準備されているところもございまして、それから、ことしから新しく準備されました安全・安心メールなんですけど、これは私どもも結果的にそこに気づいたことなんですけど、そういうようなものも利用させていただきまして、少ない時間で大勢の皆様へ情報を流す方法については、改めて検討させていただきたいと思っております。

それから、新聞等の発表についてなんですけど、これ、私どもとしてはいろんなことがございまして、総括の途中でございまして、新聞記者さんの方で取材に来られて記事になるということは、そこら辺まで私の方で大変うかつなことですけど、把握できてなかったこともありまして、この件に関しましてはおわびしますとともに、一日も早く確かな情報を流すような形で、そのような対応をさせていただきたいと考えております。

それから、3番、4番、5番につきましては、若干まとめたような形になりますが、3番の機構改革との絡みということですが、4月の機構改革によりまして、より効率的な事務事業運営を行うため、本庁4課と地域維持課という体制にさせていただいたところでございまして、なお、地域維持課につきましては、当然このような事態が想定されるもんですから、十分対応が可能な職員にいていただくというようなことで、そのような配置をお願いした経緯はございます。

今回の事故を教訓といたしまして、さらなる安全対策を講じながら、さらに経営等のこともございます。それから、今現在、水道事業計画等でも地域を超えた水の融通等についても検討してございますので、今後とも合理的な活動ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

それから、十文字地域では配水系統を相互に接続できるシステム、今回十分にこれがございまして、断水とはいいながら、ある程度水は出ておりまして、最後のポンプを取りかえる段階では止めた経緯がございますが、断水といっても今、やはり飲み水も大切ですが、下水の関係、水洗とかあちらの関係なんです、そういったことでそちらも大変重要なものでございまして、そういった意味では非常に有効であったと思います。

それから、ポンプなどの機材につきましても、予備といたしまして、事故等の緊急時の対策に万全を期されてきたところでございまして、今回も幸い予備の水中ポンプが準備されていたというようなことがございました。ただ、今回、この事故につきましては、土曜日ということで、大沢浄水場の職員が不在なため、送水ポンプの異常が、警報は出されていたわけなんです、把握できなかったということが一番の要因でございます。本当に大変申しわけなく思っております。この点につきましては結果論になるわけですが、監視装置がある中で、十文字の一番大きなところの転送システムがないということで、検討というようなことで言われていたやさきなんです、大変申しわけございませんでした。

それで、早速、先ほども申しましたが、監視装置につきましては改善に着手させていただいております。それで、故障しましたポンプにつきましても、今現在、メーカーが原因を調査しておりますが、必要な改善対策を講じていかなければならないと思っております。ちょっと故障の回数が多いかなと思うところもございまして、そこら辺も検討させていただきたいと思っております。

今後、さらに事故対策マニュアル等を、各地域局等におきましてそれぞれ若干状況として違うことが今回のようにもありますので、そこら辺は新たに検討させていただきまして、事故の際の広報関係ですね、それから職員あるいは近隣の皆さん等での連絡体制等、それから現実の作業分担等も再度見直しまして、より迅速な対応ができるように対処してまいりたいと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） それでは、お願いします。

この本質は、水道部長さん頭下げらせるとか、市長さん頭下げらせる。私は、そうでないということをもまず一つ明確に申し上げておきます。

まず、このことの主原因としては、やはりさまざまな新聞報道なされているとおりでと思います。そういう中で、さまざまな経過が出てきた。そして、十文字地域局として、今までの歴史あるさまざまな部分の中では、やはりプライドを持ってきてやった人間が、情報がちゃんと伝わっていないために十文字自体の今までの歴史がそのように非難されるという分では許されなかったから、やっぱりこのような形をとるしかなかった。その点は理解していただきたい。

それから、今回、非常に思ったこと、今言ったとおりに、転送システムが何か、それは非常に大きいことで、やらねばできねえことは完全なんですけれども、私も7時30分のときに電話もらっています、2件。それで、まずどこへかければいいのか、自分の頭の中で整理。要するに、地域局さ電話かけても通じないですね、なかなか通じない。だから、市民がこういうときにまずどこへかければいいのか、まず一つそれはやっぱり周知するべきだ。まずその点についてですね。

それから、私はやっぱり地域維持課長の自宅まで覚えていたために、追跡しながらこうやっていった。どんどんやっていったんだけど、非常に困ったことが1つあった。私も現場に向かいたい。ところが、皆さんもそうだと思うんですけども、家に帰って7時過ぎてしまうと、まず一番先に冷蔵庫で一杯飲んでしまますよね。そのときに電話もらったときに、皆さんどうするかという問題に直面したんです。ここはやっぱり非常に大事なところなんで、これは考えてもらいたい。

非常に緊急を要する職員たちいっぱいいると思います。先ほどの報告の中で、それこそ30人そこら集まっている。それが電話1本で集まるところはいいんですけども、そのマニュアルがですね。タクシーで来いと、これは公務だからタクシーで来いと。どこまでの部分についてはタクシーで、公費で持つ。それがしっかりとしてないと、市長、今、恥かいてしまいますよ、またね。酔っぱらって、何やこのぐらいだば緊急だ。これについては福祉部長にも言っておきますけれども、消防に関してもそういう嫌いがありますんで、消防団員には重々気をつけさせてもらいながら、ここの部分をしっかりとしないとやっぱり大変だ。まず1点ですね。

それからもう一つ、職員の今の転送システムそのものが本当に有効かどうか、私考えてみたんです。8時15分から5時15分までの、勤務と思います。その後、泊まり、早出でなんて、こういう云々あるですよ。1週間で168時間あるけれども、勤務時間中、お金をもらっている勤務時間中の監視は44時間なんです。何かあって警報もらう人、どきどきしながら124時間、その人さ124時間分の給料払っているんですよ。それさ充てられた人の公務の重さというものはひどいものがあると思うんですよ、私は。いつ来るだろう、いつ来るだろうって。決まった時間に転送されてくるのはいいけれども、今回のやっぱり大沢浄水場の管理者も葬式が入っていた、個人的に。さまざまな問題があって転送させて、ほらって言われたときに、さまざまなこういう問題もやっぱり出てきた。

私は今回、それが正直このような騒ぎなっている、あんまり大きな災害がなかったのは、やはり十文字独自のシステム、ちゃんとした水中ポンプの確保していたでしょう。これ言ってきたから、名誉の回復になってよかったなど。それから、浄水場、各地から回っていける。そういう部分の中で、やはり本当の断水ってなかったんですよ。ここの事実の経過も、やっぱり必要だった。そこあたりもやっぱり話すべきだ、私は思うんですけども、まずその部分。

だから、そういう細かな部分については、やっぱり考えなければ絶対できないと思うんですよ。それについて、まず1つお聞きします。

それから、もう一つありますけれども、維持管理の委託、これについてでありますけれども、やはり

これ民間委託をした方がいいのではないか。逆に、機械に精通している部分、モーターの故障の部分、本当の今回の浄水場の起因となるのは水中ポンプの故障ですよ。だから、金曜日にやはりその確認に行って、異常なしとしてまず来て、急に6時2分から故障の警報が入るわけだ。だから、これについては、やはり専門職とはいいいながら、機材についての専門職でないと。そういう部分については、逆に職員の負担も含めてなんでけれども、民間委託した方がずっとすっきりして、楽で、そして経費もかからないと。そして、水道については、これから独自会計の中で収支の均衡を図っていくという部分の中では、やはり民間委託した方がずっと効率的ではないかな、維持管理の部分ですよ。そこについてのまずお考えも伺います。まず、水道についてはそのくらい。

それから、雪について。

非常に時間がもう押していますけれども、市長が言った中ですよ、非常に職員教育の部分なんです。非常に市長とも先ほど話したとおり、広報ですね。皆さん広報ごらんになって、この中で、毎月の15日号に「市長です。こんにちは」って出てくるんですね。非常に私は、お知らせの部分まで一生懸命見て、それ見てなかったんですけども、今回のことで市長が、非常に職員としては作家型であるべきだ。そして、一つのことに精進するべきだ。さまざまなことを書いているんです。

でも、私は考えはわかるんだけど、どうするか。今回のことでも今言われました。住民である、地域に奉仕をする、参画をする、一生懸命出てくれて、そこまでいいんだけど、出た中で、市長がやっぱり一言でも褒める。あるいは、そんなこと言われないが給料、手当の中で優遇をする。昇給の部分に優遇をする。そういうことがないと、やっぱり結果策というのはだんだんだんだん出てこないんじゃないかな。言うだけでなく、何かないと。やっぱり労働者である、そしてまた少なくとも縦割りの社会の中で、さまざまな思いがある中では、それなりのやっぱり、市長に見てもらっているというだけでも一生懸命頑張れる、そういう部分というのは非常にあると思います。それについてのお考え。

それからもう一つは、今の防雪さくも含めてなんですけれども、雪押し場所も含めてなんですけれども、今までお願いをしてきた、だから使えるんだということで、当たり前なような形になっていると、市がね。市がお願いをして、今までやってきたから、ことしも貸してくれるだろう。そうでなくて、やっぱり毎年毎年のことだから、事前にやっぱりお願いすることはお願いして、いや、去年はこうだったらこのような形の中でことしは対処するんでという部分が非常になければいけない、まずそれ1点。

それから、今の固定資産税の部分でありますけれども、やはり簡単に一刀両断ではなくて、これは青森方式なんですね。やはり、貸してもらえない土地を貸してもらうためには有効な手段だという書物の情報もあります。そういう部分の中では検討してみる余地も十二分にあるのではないかな。再度お聞きいたします。これをお聞きしたらちょうど時間だと思いますので、よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 私の方からは、まず除雪にかかわる部分。

私申し上げた職員の理想像と申しますか、あるべき姿については大変ご賛同いただきましたので、そ

ういうふうになってきているかどうかという検証がやっぱり大事だろうと思います。また、それを目指していかなければ、職員としてだめだという仕組みをつくるのが大事だと思います。そういう意味では、一番適当なのは、大変難しいのでありますが、人事評価システムをどう入れるかであろうかなと思って、前にもそれに試みをした経緯が数年ございますので、その財産もありますので、それを人事評価システムに移行していく、そろそろ時期に来ているかなということで問題意識を持っております。

それから、防雪柵につきましては、確かに住民の皆さんの要望があつてつくつたという経緯もたくさんあるんですよ。しかし、それは相当昔の話で、みんなそれを忘れていてありまして、私どもも。しかし、そのためのメンテナンスは必要でありますから、ご指摘のことも含めて、よく隣地の所有者の方とお話し合いをする癖をつけていかなきゃいけないというふうに思っている次第でございます。青森方式については、もうちょっと勉強させてください。

以上であります。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 それでは、水道の関係につきましてお答え申し上げます。

まず1つは、1点目は、電話等の連絡先ということなんですが、今回の件ではっきりわかったところは、電話回線を使った場合には、確かに地域維持課とか、あるいは地域局というようなことを言っても、このように回線8本に全部電話入った場合に、当直等の方の場合には対応できかねるというような状況がございまして、今回そのような状況がありましたので、再度検討させていただきたいと思っております。

議員からちょっとお話しされたことなんですが、結果的にニュースとしてテレビに流れたけれどもというようなお話がございましたが、確かに大きく知らせるといふことになればテレビ等も利用しなければならぬと思ひますし、安全・安心メール、あるいは場所によっては防災無線がございまして、そういったものも対応しながらということ、この件に関しても再度検討させていただきたいと思ひます。

それから、現場等への職員の足ということでございますが、この件に関しましても、タクシー等の利用も十分考えられます。それから、職員同士で連絡し合いながらの乗り合いというようなことも考えられると思ひますが、この件につきましてももう少し検討させていただいて、いい方法を考えたいと思ひます。

いずれにしましても、合併して、地域が非常に大きくなっておりますので、時間的に非常にかかるような状況がございまして、そこら辺について再度検討させていただきたいと思ひますが、また電話等、個人の携帯になってしまうんですが、そういったもので状況を聞きながら、あと指揮というようなこともありますし、故障対応だけでなく、利用者の皆様に対する広報というようなことで、いろんな指揮系統もありますので、あわせていろいろ検討させていただきたいと思ひます。

携帯自体は、やっぱりいつ来るだろうかっていうのは非常に大きなプレッシャーになると思ひます。そういったこともございまして、やはり何かの事故を把握するとなりますと、ある意味では経費的な問

題もございますので、安価で情報をいち早く知るといのは、やっぱりどうしても携帯というようなことが今現在考えられるところでありまして、実際それぞれの分野で活用しておりますので、確かに非常に大きなプレッシャーになりますので、そこら辺もあわせて検討させていただきます。

それから、民間委託というようなことですが、民間委託は今、全国的にも進められておまして、なおかつ包括委託というようなこともいろいろ行われつつあるわけですが、今現在私どもの横手市としましては、合併してもうすぐ1年なんです、正直な話、現場、現状の把握というのは本当に十分でないと思います。そこら辺をもう少し勉強させていただきながら、そういう民間委託も考えながらですね。例えば、民間委託しても当然、いろんな事故、事件等がございました場合には、私もいち早くその状況を把握して、それなりの判断を下さなければならないと思いますので、民間委託も考慮しながら、そこら辺は今現在検討しております水道事業計画の中で検討させていただきたいと思いますが、民間委託そのものはちょっとまだ現実のものとして対応は判断できかねると思いますが、検討はさせていただきます。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時30分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

立身 万千子 議員

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

昨今のテレビなどマスコミでは、子供を巻き込む事件や事故が非常に多く報道されており、学校や教育問題として重大な関心を寄せなければならない問題ばかりです。

市長の所信説明にも挙げられているように、ふじみ野市におけるプールでの痛ましい事故に関しては、当市でも今月中に再度調査し、ふたの固定化、金具等の取り付けを徹底するとともに、監視員の適正配置や監視員への指導の徹底を強化することですが、ふじみ野市の事故があったプールは、指定管理者制度のもとで選ばれた業者がずさんな管理をしていたことが報道されています。

横手市でも国の方針に従って、指定管理者制度のもと、次々に公の管理から手が離れていっています。市長は、指定管理者制度を導入するに当たり、民間のノウハウを活用して、効率的に施設を管理すると説明されました。しかし、効率性を追求する余り、利用者の立場がなおざりにされてしまう危険性がこの事故によって浮き彫りにされたと言えるのではないのでしょうか。

行政の管理責任は、直営の場合と同様に厳しく問われなければなりません。ましてや、学校教育現場

にあってはなおさらのことです。この機会に、これまでに指定管理者制度が導入されたすべての施設に対して、各担当部署を通じて管理運営状況を調査し、しっかりとした管理体制をつくるべきと提案しておきたいと思います。

さて、通告に従って質問に入りますが、8つの市町村が合併して、私たち新横手市民はもうすぐ1年を迎えようとしています。さまざまな課題がある中で、覚悟していたはずの国民健康保険税も、国で強引に決められた法律によって住民税が引き上げられたことを皮切りに、通知を手にした市民が目を見詰めるほどの高額になりました。しかし、定率減税はまだ半分の取りやめにすぎず、来年の通知はさらに高くなることが予想され、その上、来月からは医療費の大幅な改悪が待っているという状況です。市民の命と健康を守るという自治体の第1の課題を、議会として何としても取り組んでいかなければなりません。

今回、私は、10万市民が生きていく上で不可欠の市の社会保障政策について、市長に質問いたします。まず初めに、医療制度の改悪が市民に及ぼす影響について伺います。

法律が変えられて、市民にとってはこれでもかというほどさまざまな打撃が待ち構えていると言わざるを得ません。大もとの健康保険法等の一部を改正する法律の概要を見ますと、その骨子は医療給付の内容や範囲を見直し、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものにしていくためとし、例えば新たな高齢者医療制度の創設などを来月10月から実施することになっています。しかし、その具体策を見れば、介護療養病床の全部廃止、医療用療養ベッドの大幅削減、高齢者の負担引き上げなど、市民への負担増加の項目が連綿と続いています。

とりわけ、市民にとって危惧されるのは、平成20年4月から創設される新たな後期高齢者医療制度です。7月20日付の国保新聞に詳しく述べられていますので、詳細はここでは省きますが、要するに都道府県の全市町村を組み込んだ区域ごとの広域連合を設立すること。それも、今年9月には準備委員会をつくり、12月から来年1月までに市議会で議決し、知事に報告を義務づけている、緊急の国からの指示です。

この広域連合は、75歳以上の高齢者を対象に保険料決定や医療費の支給などの事務を行うための機関ですが、これが実施されると、例えば初年度の2008年には対象者は1,300万人と推定されており、全国平均で保険料は月額6,200円と試算されています。介護保険料とは別に、年俸18万円、すなわち月額1万5,000円以上の年金受給者から毎月6,200円が天引きされるというものです。

広域連合の区域次第では、保険料が現行の保険料よりも負担が大きくなる場合もあると予想されますが、条例化するに当たり、現行の保険以上に低所得者に大きなのしかかると思われる後期高齢者とその家族への措置について、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、介護保険改正後の市民生活への影響と今後の課題についてお尋ねします。

昨年10月よりホテルコスト徴収、デイサービスでも食事代徴収が行われた影響で、従来よりも負担が確実にふえ、ショートステイの日数を減らさざるを得ず、1人しかいない介護者が過労で入院したとい

う悲惨な例が横手市にもありました。ことし4月からは、増大しつつある国の介護保険予算を抑制するための具体策が文字どおり見切り発車されています。

国で決められた以上は、少しでも市民のメリットにつながることを念頭に、横手市の第3期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画には「明るく活力ある超高齢社会を目指し、市町村を責任主体として、一貫性、連続性のある総合的な介護予防システムを確立する」とうたっています。

全国の報告によれば、介護保険改正前に要介護1だったときに、貸与あるいは1割負担で購入できた電動車いすが、今は改正後要支援2に変わったため、必要なしと判断されて、日常生活に支障を来している例や、家事ヘルパーを認められず、結果として生活の質が落ちてしまった例など、枚挙にいとまがありません。

そこでお尋ねしたいことは、まず1つ目に、横手市において、従来受けていたサービスから後退したケースがあるかと思いますが、その具体例をお知らせください。

2つ目に、地域包括支援センターについて伺います。

横手市が先進的に開設した直営の地域包括支援センターは、主に在宅介護を中心とする被保険者や家族の悩み、要望など一切を受けとめる介護の困り事相談所という位置づけであり、市民にとって歓迎するべきところです。

国からの具体的な指示もない中で、開設に踏み切って来られた当局関係職員のご苦労は察するに余りありますが、新制度スタート直後で、ランチを設置するまでの過渡期とも言える現在、ケアプランの期間が切れる人がふえてくるに従って、当センター扱いの高齢者がふえてくることは必至であり、市長の所信説明でも、当センターの利用希望者が予想を上回っていて、今後さらにふえる見込みとのことです。言うまでもなく、マンパワーの体制が整わなければ、第3期の介護保険事業が磐石なものにはなり得ません。

そこで質問の1つ目に、地域包括支援センターの事業実績や活動についてと福祉部門、介護部門、保健部門の3つの専門職の受け持ち人数と役割をお知らせください。

2つ目に、運営協議会について伺います。

介護保険の運営協議会とは別に地域包括支援センターの運営を行う運営協議会が重要な柱になることは、法律でも明記されています。この構成メンバーは、ケアマネジャーや介護保険事業者、医師会などの専門家に加えて、サービス利用者も含めて、中立性や公平性に配慮することが重要視されていますので、メンバーの内容、協議会の開催数、情報開示についての対応策をお知らせください。

次に、地域支援事業についてお尋ねします。

以前にも一般質問で伺いましたが、確認させていただくと、地域支援事業とは、これまでの老人保健事業、介護予防、地域支え合い事業、そして在宅介護支援センター運営事業のうち、介護予防に関連する内容だと国が判断した事業を介護保険に吸収したものです。これまで、これらの事業は国と自治体の財政で実施されてきたことはご承知のとおりです。

横手市のこの計画には、9ページを使って、3つの分野でのさまざまな事業展開を打ち出しておりますが、私は3点について質問します。

1点目、第3期計画書にある事業のうち、今年度に具体化した事業と、そして来年度以降に具体化する事業についてお知らせください。

2つ目に、介護予防事業の中で、高齢者全体を対象とした一般高齢者施策については、3つの計画が挙げられていますが、第3期の間にどう具体化する予定か、お知らせください。

3つ目に、この事業の財源は、介護保険の枠内ですので、介護保険から事業費が出されます。利用料については、法律では「利用者に負担を求めることができる」となっており、徴収義務はありません。保険料滞納者も利用可能なわけですが、横手市で計画を実施する際に、利用者負担は必要でしょうか。必要というお考えならば、理由と金額をお聞かせください。

また、介護保険滞納者が支援事業を利用する場合に、何らかの条件がつくでしょうか。このことについてもお知らせいただきたいと思います。

次に、来月10月に本格実施となる障害者自立支援法のもとで予測される市民生活への影響と横手市の課題についてお尋ねします。

御承知のように、国では総選挙を挟んで、一度持ち越された障害者自立支援法があっという間に成立してしまいました。法律の目的は、障害者が自立するためとうたわれておりますが、当事者である障害者本人さん、家族の方々、そして施設側の方々も法律の内容把握するにつれて、非常に危惧されております。

その問題点は、マスコミでも紹介されているように、第1に、障害の程度に比例して、利用者の負担が大きくなることです。介護保険と同じく1割負担だし、低所得者には法律で軽減措置があるから問題はないと、むしろ当事者たちに喜ばれているという声が去年は聞かれていました。確かに、支援費制度のもとでは応能負担だったので、障害年金だけか、あるいは若干の作業所の工賃が加わる程度しか収入のない場合は、ほとんど利用料は無料でした。通所施設では、95%の人が無料でした。それが、自立支援法が施行されると、介護保険に倣って利用料が1割負担となったわけです。それでも、厚労省は、法律を施行するに当たって、低所得者対策や激変緩和措置をとったと言っています。このこと自体、国はこの法律が障害者にとって福祉から遠のくものであることを認めていると言えます。

国の低所得者対策を見ると、住民税非課税世帯で年収80万円以下という低所得者1の場合、障害基礎年金2級受給者の利用料の月額上限が1万5,000円となっております。年金月額6万6,208円の中から利用料を差し引かれるのですが、現実問題として、年収80万円以下で障害を持つ人にとって、これまでの無料からいきなり年18万円の負担は大変痛手です。

国会の審議でも与党議員から出ていたのが、障害者は高齢者よりも高い年金をもらっているのだから払えるだろうという言葉でした。障害者年金は1級で8万2,758円、2級で先ほど述べたように6万6,208円です。けれども、障害ゆえに係る経費は大変大きいものがあります。例えば、足を引きずりな

がら歩かざるを得ない脳性マヒの方は、頻繁に特別注文の靴を買い換えなければなりませんし、パニック障害の子供を抱えている世帯では、近所迷惑にならないように、夜中にパニックになった子供を連れて車で走らざるを得ないために、多額のガソリン代がかかるなど、さまざまな困難を抱えておられるケースがこの横手市にもたくさんあります。

このように、障害が重ければ重いほど負担が重くなる応益負担の制度は、障害が重い人ほど働きたくても働けずに、収入が得られない。さらに、家族は、障害者の介助のために働き口が大きく制限されるという現実の中で、非常に残酷な制度と言わなければなりません。ですから、障害を持つ方々に対して、一般的な上限額の設定や減額免除では問題は解決されないのだということを、私たち地方自治に責任を持つ立場にある者は、しっかりと認識する必要があると思います。

そこで、それらの制度について、市民の理解をどのように得ようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、問題なのは、施設、事業に対する報酬が4月からの単価引き下げと、支払い方式が月額から日額に変更されたために、施設運営が深刻になったことです。横手市では、秋田県の見解と同じく、新制度施行による居宅サービス利用拒否や施設退所はないということですが、事業所の運営は5年後の平成23年3月31日まで猶予期間があるということから、半数の施設が来年度になってから新制度下のサービスに移行する予定とのこと。つまり、収入が減少することは明確であって、慎重に情勢を読みながら対策を講じる必要があることを意味しています。

秋田県81カ所の施設運営者に尋ねた結果を見ると、収入減少の対策は、職員の賃金切り下げ、人員削減、定員オーバーの利用者受け入れ、外泊のルールを変更するなど余儀なくされるが、ひいては障害者福祉を支える若い担い手が育たないことへの危機感を生み出しているとのこと。また、自由記載欄には、「新制度に移行しなければ、ペナルティーとして5%の報酬単価の引き下げとなって、これが毎年続く制度であることは、福祉現場を無視したものではないのか」「就労先の確保が先ではないのか」「知的障害者の就労が皆無に等しい施策の方向はいかがなものか」「現実の障害者の実態調査を確実にしてほしい」など、切実な実態が訴えられています。

横手市では、居宅サービス事業所は、既に4月から新体系上の事業を始めていて、大きな混乱はないと報告されました。しかし、今紹介した事業所の中に横手市内の方々の声も含まれているのです。来月10月からは6段階の障害程度区分の認定結果に基づいて、介護、訓練等の福祉サービスが支給されることとなりますが、市内に住む約70名の居宅サービスを受けておられる方々の手続きが円滑に実施できるかどうか、懸念されます。

なぜなら、第一次判定における国の106項目のうち、79項目は介護保険と同じという問題があります。知的及び精神障害者に対して、3障害共通の項目で判定することには無理があり、行動障害の強い人でも施設から出なければならないことは、家族も不安が募る。さらに、身寄りのない障害者はどう生きていけばいいのかと、深刻な不安が出てきているからです。国と市は、利用者や家族の実態と利用意向を

十分に反映させて、障害特性を考慮した区分認定と支給決定をする責任を果たさなければならないのではないのでしょうか。

もう一つの問題点は、地域生活支援事業についてです。

市では、今の議会に1,897万6,000円の補正予算が上程されておりますが、障害のある人を総合的に支援するため、相談支援などのさまざまな事業を行うという目的のこの事業の一つに地域活動支援センター事業があって、その中の 型である国庫補助加算標準額600万円の対象事業として興生会での精神障害者地域活動支援センター事業をそのまま委託する計画のもとに準備が進んでいるという報告がありました。

また、国では、全国で約9万人が利用し、6,000カ所を超える小規模作業所を地域活動支援センター型に移行するとしています。この 型は、国庫補助加算標準額が150万円しかありません。市内2カ所にある小規模作業所は、10月1日から法定事業所としてNPO法人として再出発するとのことですが、極めて補助金水準の低い事業を含めて、地域生活支援事業は市の裁量で実施せざるを得ないという現実には障害者さん、家族さん、そして市民は大変危惧しています。

小泉首相は、法案を上程した2月に「問題があるとわかれば、しかるべき対応をとる」と答弁しており、その後6月下旬に厚生労働省が自治体アンケート調査を実施しました。その結果、秋田県は「変化はない。独自調査の予定もない」という回答でしたが、全国の半数の自治体では「利用者負担増による施設退所者、そして利用抑制の実態がある」と報告しています。

以上のように、国が社会的弱者に負担増を押しつけてきた、まさに今こそ地方自治体はその防波堤になって、生活と権利を守るべきであるという観点から、市長に次の点をお尋ねします。

1つ目に、障害者福祉から排除される障害者、特に低所得者が真っ先に排除される事態をかんがみ、市が独自に支援する方策をお持ちかどうか、伺います。

そして、2つ目に、国のこのような余りの拙速な施行のもとで、横手市は介護給付、訓練等給付、そして、地域生活支援事業、このすべてのサービス内容について、利用者や関係者が納得できる説明責任をどのように果たされるのでしょうか。この2点についてお知らせください。

最後に、横手市の社会保障政策として、保健、医療、福祉の総合施策を進めるためにどうするべきか、市長のお考えを伺います。

もちろん、市の財政が逼迫し、合併直後の今は、文字どおり市民と行政とが痛みを分かち合って乗り切っていかなければならないときだと認識しています。しかし、このようなときだからこそ、地方自治体の本来の責務である住民の福利を守ることを第一にするべきではないのでしょうか。

日本はヨーロッパ各国に比べ、税金が社会保障に使われるいわゆる見返り率が極端に低いことはご承知の事実です。EU並みとはいかなくても、せめて市民だれもが各種の保険料を滞納して督促状をもらわなくても済むように、そしてお医者さんにかかることをじっと我慢し、手おくれにならなくても済むように、できる限りの手だてをすることが地方自治体の第一の仕事ではないのでしょうか。その意味でも、

健康よこて21計画を成功させるための取り組みに、今こそ本腰を入れる必要があると思います。

当市では、「健康の駅」という大きな施策がスタートしています。それは、改正介護保険と呼応して、転倒予防等の筋力トレーニングも取り入れた緻密な組織づくりであると、改めて位置づける必要があると考えます。しかし、大方の市民は、フィットネスジムのように高額なマシーンをそろえた、華やかな運動場が「健康の駅」だというイメージを持っているように思われます。市長の提唱される施策とは、大規模駅だけに限定された構想だったのでしょうか。

私は、「健康の駅」とは、生まれる前の胎児から高齢者まで、日常的な地域のつながりをつくるまちづくりのかなめであり、旧8市町村の歴史を踏まえた既存のコミュニティに当局が出向いて、現代の井戸端会議として継承していくことであると思うのです。まずは、全庁の職員全員が率先して、地元の町内会やJAの各組織、老人クラブ、婦人会などに参加することで、中規模・小規模駅の担い手になること、そして職員も市民も動きやすい体制をつくることが不可欠と考えます。

私は、3月、6月と議会のたびごとに一般質問の中で、健康よこて21計画推進のためにも、公民館を拠点にした保健師さんや栄養士さんなど専門職が核になっての地域づくりが必要ではないかと提案してきました。市長のお答えは、人件費に充当する予算がないこと、保健師の仕事を見直す必要があること、この2点だったと認識しています。

確かに、保健師さんの仕事は、国の方針によって企画調整の事務部門、しかも介護や国保運営分野が重視されて、従来の地域訪問活動が困難になりつつあります。けれども、厚生労働省の中でも真剣に健康政策を追求する中で、その2つの柱を同時に頑張ってもらうことが大切だ、そういう声も上がっています。

この間、合併した新横手市内を回っていくにつれ、それぞれの地域性を生かしながら、行政を担当する職員さんも、集落ごとの市民の方々も、合併後1年たった今、さまざまな弊害が目についてきた。しかし、合併してしまった以上、今がこれからの横手市を方向づけるべきときだという一致点が見られたと思っています。

折しも横手市では、行政と市民との協働のまちづくり政策が策定されつつありますが、市民サイドで保健師さん、栄養士さんに指導を仰ぎながら地域活動を展開していくためには、市長の揺るぎないリーダーシップが不可欠ではないでしょうか。来年度に向けて、市長ご自慢の「健康の駅」事業をどう充実・発展させようとしておられるのか、お聞かせください。

いよいよ来年度の事業や予算問題について議論する時期を迎えています。この今、新たな展望を切り開く市長のご決断をご期待申し上げて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 横手市の社会保障政策につきまして、多くのご質問をいただきましたが、まず1目でございますが、後期高齢者保険制度についてのお尋ねがございました。これからお答え申し上げます。

まいりたいと思います。

今般の医療制度改革によりまして創設される75歳以上の方が加入する新たな後期高齢者医療制度、これの市民生活への影響でございますけれども、当市の老人医療受給者は1万8,244人で、このうち国保加入者は68%、1万2,356人、他の健康保険加入者は32%の5,888人でありまして、この方々が後期高齢者医療制度に移行することになるわけでありまして。

また、この制度は介護保険同様、加入者一人一人に対しまして保険料を賦課、徴収し、年額18万円以上の年金受給者からは年金からの天引きとなるわけでありまして。これまで、被用者保険の被扶養者となっており、保険料を負担していない方も負担することになります。当市では、5,000人以上の方々が対象になるというふうに思われます。

厚労省は、ご指摘のように1人当たり保険料を月額6,200円、年額7万4,000円と推計しております。これまで、被扶養者となっていた方には、激変緩和措置として2年間応益割を5割軽減することとしております。また、年金から天引きできない方は、普通徴収として市町村が行うことになってはいますが、これまで国保の滞納者に対する資格証明書の交付措置については、老人医療受給者は除外となっておりましたが、この制度では適用されることになっているわけでありまして。この制度に係る資格の届け出、各種申請は市町村事務となりますので、日常的な窓口業務についてはこれまでと同様の対応となるわけでありまして。

次に、軽減措置の拡充についてであります。低所得者の保険料の軽減措置として、国民健康保険税と同様に世帯の所得水準に応じて7割、5割、2割の軽減が実施されることになっておりますし、また、低所得者に対する自己負担の軽減も行われている現状から、軽減措置の拡充につきましては法律事項でもございますので、現段階では注視してまいりたいと、このように考えているところでございます。

2つ目に、介護保険制度改革についての影響についてのお尋ねがございました。

ことしの制度改革後、新しい認定基準の要支援1・2として認定された方は、8月末現在で要支援1が277人、要支援2が231人で、都合508人となっております。実際に予防計画を作成されている方は180人ほどで、約4割弱の方が何らかのサービスを利用されておられます。

その中で、予防給付対象となり、これまでのサービス内容に変更があると思われるケースは、福祉用具貸与の対象外や訪問介護の利用回数の減などが考えられますが、経過措置が9月末までであること、またその利用者にとって必要不可欠な用具であれば貸与可能なことなど、予防給付であっても、一概に今までのサービスを利用できなくなるということではなく、あくまで必要な人に必要なサービスを提供するというのが制度の原則であります。利用者の方々には、ケアマネジャーなどがこれまでいろいろと説明してきたこともありまして、影響は出ていないのではないかと考えております。また、今後も、利用者の方が不便を感じないよう、他のサービスも含めて、十分な説明をするなどの配慮してまいりたいというふうに考えております。

この項の2つ目に、地域包括支援センターについてのお尋ねがございました。

地域包括支援センターは、福祉、介護、保健、3分野の専門職が高齢者の幅広い相談に対応するという役割を担っておるわけであります。その主な業務の実績について申し上げます。

まず、特定高齢者の把握ですが、基本健康診査時に実施した生活機能評価の結果をシステムに入力し、特定高齢者の把握作業を進めております。要支援者に対する介護予防サービス計画は、要支援1・2と認定なった方が8月末現在で508名、そのうち約180名の予防サービス計画を作成しております。

また、地域包括支援センターの運営については、関係機関との連携とネットワークの構築がポイントとなりますが、各地区の民生・児童委員協議会の定例会へ参加して連携を図るとともに、介護支援専門員連絡会や居宅サービス事業所連絡会の設立の支援を進めておるところであります。

地域包括支援センターの運営協議会にかかわるご質問がございましたが、6月19日に委員の方々へ委嘱状を既に交付しているところでございます。そのメンバーでございますが、医療関係者が3名、福祉事業関係者が3名、また、被保険者からは1号・2号被保険者それぞれ1名ずつ、社会福祉協議会から1名、職の分野からはケアマネジャー1名、管理栄養士1名、看護師1名、合計12名の構成員となっております。これまで、6月と8月に協議会を開催しましたが、開催回数としてはおよそ四半期に1回程度開催したいと考えております。運営協議会の情報については開示してまいります。

この項の3つ目にございます地域支援事業についてでございます。

今年度に具体化した事業、来年度具体化予定の事業、そして一般高齢者施策についての具体化の予定、事業の利用料についての部分、3つございましたので、まとめてお答え申し上げたいと思いますが、平成18年4月に施行されました介護保険法の一部改正によりまして、満65歳以上で要介護の状態となっていない方を対象とする地域支援事業が創設されたところでございます。市では、18年度におきまして、介護の必要のおそれがある特定高齢者に対する事業を主として実施しておりまして、内容といたしましては、住民健診の結果などをもとにした特定高齢者把握事業のほか、身体的予防を主眼とした筋力向上トレーニング事業、生活習慣の意識向上を目的とした食生活改善事業などが挙げられます。また、元気な一般高齢者に対しましては、介護予防に対する普及啓発活動、普及啓発事業などを実施しております。

来年度以降につきましては、事業の有効性を検証しながら、「健康の駅」事業と絡み、トータルな方向に向け検討していきたいというふうに考えているところでございます。

この地域支援事業の利用料につきましては、事業によりましてある程度の利用者負担をお願いしているところであります。介護保険料の滞納者に対しましては、地域支援事業の利用について制限するものではありませんが、介護保険料の未納については、介護保険証などの更新時に指導を図っているところでございます。また、介護サービス事業利用にかかわる給付制限については、今後の検討課題としてまいりたいというふうに思います。

3つ目の障害者自立支援法の施行の影響についてお尋ねがございました。

4月に法施行に合わせまして、市報の制度の概要をご紹介させていただきたいというふうに思います。

これは福祉サービス内容の説明をどう徹底するかということについてのお答えでございますが、市報によりまして紹介をさせていただいていたわけでありましたが、あわせて施設、居宅、各サービス利用者に対しましては、新制度の案内パンフレットと申請書類をお送りいたしまして、新しいサービス利用の説明を行ったところであります。あわせて、市内にあります障害福祉サービス提供事業所大和更生園、ユー・ホップハウス、阿桜園、グリーン、太陽の園、かまくら作業所、モモの家、それぞれに担当者が出向きまして、利用者もしくは保護者の方に痛し制度の内容と手続等についてご案内をさせていただきました。今後も、個別のご相談に対する対応や関係団体の各種会合などあらゆる機会を通して、制度の周知とご理解を図ってまいりたいというふうに思っております。

この項のもう一つでございますが、市の独自助成についてであります。市では自立支援法の基準によりまして利用者の世帯の課税状況による上限額の設定及び社会福祉法人減免の実施、非課税世帯の利用者に対する食費の減免、また、施設利用者に対する個別減免、光熱水費の補足給付を行っております。東京都、京都府、横浜市のように独自の助成制度を設けている自治体があることも聞いておりますが、現状では横手市として独自に助成することは想定しておらないところでございます。当面、事業所に対し、利用者に満足いただけるサービスを提供するよう指導などを行ってまいりたいというふうに存じます。

最後に、4番目でございますが、保健、医療、福祉の総合施策を進めるために「健康の駅」事業をどう充実させていくかというお尋ねがございました。

「健康の駅」事業につきましては、全市展開の推進には全庁的な連携、協働が不可欠であると考えまして、平成18年5月より本庁及び各地域局の福祉保健担当によります「健康の駅」連絡協議会を設立いたしました。現在まで、二度の全体会においての意見交換に加えまして、「健康の駅」担当が実際に現地に赴きまして、各地域局での保健事業について現状と地域特性の調査を行ったところであります。この調査結果をもとに、今後の「健康の駅」事業の全市展開について全庁的な連携のあり方について調整を進めているところでありますが、既存事業との兼ね合いや地域特性の違いなど、地域局においての課題は多く、今後も検討が必要であると感じております。

しかし、その中にありながら、9月4日より開始されました十文字地域局での高齢者筋力向上トレーニング教室の実施については、事業スタッフへの2カ月間にわたる研修の実施と教室立ち上げ時における技術支援などの事業協力、また、増田地域局の地域センター事業において健康づくり活動支援への連携、協力を開始する予定であります。わずかずつではありますが、連携体制の強化について努力を重ねてきているところであります。今後は、既に実施されている事業の充実を基本に、保健事業を統括する保健衛生課を中心に各地域局の事業の把握及び事業整理をし、「健康の駅」事業推進のため、地域局との連携強化に努めまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 2つ目の包括支援センターのご質問の中で、福祉、介護、保健のそれぞれの担当している件数と申しますか、そういった数的なお尋ねがございましたので、私の方から答えさせていただきますというふうに思います。

6月定例会議会の段階では、4月に包括支援センターが発足したわけでございますけれども、たしか15件ほどのケアプランの作成にとどまっておったかなというふうに思っております。

現在、先ほど市長が申し上げましたとおり、180名の方の8月末での予防サービス計画を作成させていただいておりますけれども、前後しますが、社会福祉士1名配置されておりますけれども、いわゆる高齢者の虐待だとか、そういった生活上の相談を含めまして、今20数件ほどございます。

それから、介護のケアプランの関係でございますけれども、ケアマネジャー2名ということでございますけれども、現在、1人当たりになりますと40名から50名ほど担当しているというふうな状況でございます。

また、保健師についても2名の配置になってございますけれども、保健師につきましては現在、予防計画を作成しております180名、さらに要支援1・2と認定の方が508名おいでになるというふうに市長から答弁させていただいておりますけれども、そういった方々のいわゆる地域支援事業全体を包括してございますので、全体的に受け持っております。ただ、今年度の立ち上げでございますので、旧町村で申しますと、8つの地域でのいわゆる市民の住民健診の関係でございますが、4月から始まりまして、本年10月まで事業がそれぞれの地区で継続するというふうなことがございます。その中で、いわゆる要支援の判定も含めまして、108の生活上のさまざまチェックがございますので、それらがまとまって、さらに特定高齢者を把握していくということになりますと、それらの整理に今年度いっぱい時間を要するのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

1番（立身万千子議員） いろいろ伺いたいのがありますが、今の市長のご答弁の中で、障害者自立支援法施行の影響についてだけ、時間の関係上質問します。

今のお答えの中で、利用者に満足いただけるサービスを提供すると、独自施策はないというお答えだと思います。利用者に満足いただけるサービスを、これだけのいろいろ弊害が今でも推定されている国のやるとおりできますか、そこを私は言いたいんです。

国の、とにかく今8月から障害者本人さん、あと各事業所のところに説明をしに行ってくださいますが、その中で、少なくともいろんな施策を具体的に講じる必要性を当局では認めてこないのか、というのが非常に残念でなりません。国の指示どおりに進めていたら、多分ですよ、現状の約2割に当たる施設入所者は地域に出される、地域に移行せざるを得ないという予測が実際なっているんですね、試算の結果。5年の経過措置をとっているからそれはいいだろうというお考えかもしれませんが、この5年間で毎年毎年、国はペナルティーをとる算段をしています。

このように国のいじめを、それは自治体もペナルティーをもらいますけれども、このいじめをもちょうむるのはだれですか。障害者、家族、市民です。それを市ではただ傍観しているのかというふうに、私は今のお答えをそのように受けました。セーフティーネットを工夫して作り出して、国の理不尽なやり方をただしていくことが、地方分権と言われているこの意味じゃないですか。地方自治体の仕事ではないのでしょうか。もっと私は具体的な施策を独自に、予算がないからだめだではなくて、何とかして工夫ができないのかということをお願いしたいのです。

例えば、今のお答えでは、横浜市や東京都だと、非常に横手市とは規模の全然違うことのご紹介だったのですが、どこでもやっていること、国へ要請しています。例えば、障害程度区分の判定基準を見直ししてくださいというのは、どこの施設からも家族からも出ています。そして、施設運営の日払い方式をもとの月払い方式に直してください。それから、新制度への移行期間中、ペナルティーをやめてください。この3つはすぐ当局でも、市民の陳情でも請願でもそうですが、市としては国に上げることはできるはずですが、例えば、それで今少しずつですが、国でもやり方が変わってきています。これはご承知のとおりですけれども、介護保険のことでいっても、福祉用具のことで、いろんな声が自治体から出ました。そのおかげというのがありますが、国からひそかかに通達が出ていたということもご承知だと思います。ですから、福祉用具は取り上げるのではなく、納得をしてもらうように言いなさいという、非常に丁寧な言葉で通達が出ていますね。

それもそうですし、もう一つは、障害者・障害児の施設入所の際、例えば医療機関に7日以上入院してしまうと、日額ですからその補助がなかったわけです、報酬が。でも、それではやっていけないという声が上がって、今は7日以上入院しても、報酬はゼロから加算をするというふうに少しずつ変わってきているんですよ。それは、当然ご理解いただいていると思いますけれども、そういうふうに、まず市として国にどんどん要望を上げてもらいたい。これはできるはずですが、お金がなくても。

それともう一つ、地域生活支援事業と、あと在宅と地域での受け入れ、就労場所の確保というような基盤整備に関して、この2つを何としてもやってもらわなければ、施設ももうやっていけない。そして、障害者ももう死ぬしかない、そういう人たちが今出ているという現状の中です。例えば、横手市と似たような規模の岐阜県高山市、愛知県大府市、こういうところはもう10万弱の人口です。高齢化率20%以上ですが、例えば視覚障害者のガイドヘルプ、移動支援事業、それから今糖尿病で中途失明の方がふえています。そういう感じで、はり・きゅう・マッサージ技術取得の訓練に対する就労移行支援事業は、高山市では全額ですけれども、あと子供たち、児童対象のデイサービス事業は全額できないので、4分の3やりますということも決めました。

また、大府市では、日額になってしまったので、施設で月100万円近い減収が予想される。これは、秋田県内でも、横手市でもそうですが、大体のアンケート調査をとれば、100万円近い減収が予想されておりました。そのもとで、この自治体では相談事業の委託費という名目をとって、各施設に150万円ずつ支援するというので750万円予算措置をしたわけですが、それでも、そうでなくても、お隣湯沢市、奈

良県生駒市、ここも規模的には横手市と似たりよったりです。そこでは、手話通訳、要約筆記者を派遣する事業、コミュニケーション支援事業ですが、これは全額補助をするということが決まっています。

これを見ると、横手市では利用者さんに聞いたら、わずかですけれども自己負担があるというふうに伺いました。県の方では、痛くもかゆくもなくなるわけですからそう言うだろうと思いますが、県内では無料にする市町村が多いだろうと推測しています。結局、県のお墨つきはあるわけですよ。ですから、そういう点では何とか、一つ一つ項目で、これはどうだ、これはどうだというふうにしてやっていくということはできないのかということが私は思うんです。

特に、コミュニケーション事業、それから移動支援については、これはサービスとは解釈できないと私は思います。結局、障害のある方が社会参加をするためには、健常者とコミュニケーションをとらなければいけない。それは手段であって、サービスじゃないんです。ですから、これは必要経費ということでやって、ぜひ取り上げてもらいたい。私は切にこれは希望します。

それともう一つ、一番今心配しているのが、結局、障害程度区分の判定いかんでは、もう入所している施設から出されてしまう、そういう受け皿がないという人が実際非常に心配されています、この横手市でも。その中で、介護保険の認定対象者になる年齢の方たちは、今言った地域包括支援センターがきちっと手配できると思います。問題は、そうじゃない若い障害者の方たちなんです。その方たちは、在宅の介助が、先ほども申しましたように、パニック障害があったりいろいろあります。家族の方で在宅で介助することが非常に難しい、そういうケースがアンケートでもいっぱい出ているんです。そういう施設から出される人のための、例えばアパート借上げの補助とか、あと今、精神障害者のグループホームはありますけれども、そういう形での空き家とか、そういうところでのグループホームの運営補助、そういうところは考えてもいないのでしょうか、そこら辺をお聞きしたいこと。

もう一つ、私も申し上げたように、障害者施設への公的な発注など、雇用をもっと作り出す援助というのはお金がそんなになくてもできるはずなんですね。今、いろんな作業所を回って見させていただくと、リーガルの靴の部品つくったり、リンゴのネットをつくったり、いろいろやってらっしゃいます。もっともともう一度見直し、総ざらいして、市役所での仕事の何かあるはずではないのか、そういうのをどんどん前向きにとらえていくという姿勢が市ではあるのか、ないのか、そこを伺います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 独自に助成することは想定しておりませんという答弁を申し上げたところでございますが、しかし、今、議員ご指摘のありましたようなさまざまな工夫については、そのことは含まれているわけではなくて、それはしなきゃいけないことだというふうに理解しているところでございます。今、この場で具体的にお示しできるプランは、今のところ持ち合わせていないわけではありますが、しかし、工夫できる範囲はあるというふうには思っている次第でございます。それは就労支援であり、さまざまな施策の入れ上げの中で、ホームランは打てなくてもヒットは打てるかというようなところもあるのかなというふうに思っている次第でございます。これは、来年に向けて、これから先に向けて担当課

とよく相談しながら、議員からご示唆いただいたようなことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

1番（立身万千子議員） 言葉だけではなくて、何とか、今言ったように、これは結局言葉では何とも言えますよね。でも、私は、障害者の方と家族の方とお話したときに、同情はだれでもできる。でも、20年、30年障害者の介助をしたことがあるか。だから、同情したって、具体的な施策の方が大切だ、そう言われました。そのとおりです。ですから、具体的に、じゃあどうすればいいのかっていうのは、ちゃんと皆さんのアンケートから出ているわけですよね。このように国にどんどん要請をしてもらいたい。言えば直るんだから、小泉首相も言ったんだから、直る。そこをまず言って、具体的に言わないとわからないということ。

それから、すぐ手が出るものも、もっといろいろあるんですけども、訪問入浴サービス事業、あとホームヘルパー派遣事業、一つ一つのことがこれはどうか、これはどうかという細かいことができると思いますので、そこをぜひやってもらいたいのと。

あと、先ほど言ったように移動支援とコミュニケーション支援事業というのは、県でもそのように認めていますから、これはぜひやっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 議員から今おっしゃられましたけれども、前の議会でもお話し申し上げてございましたが、本年度、横手市障害計画を策定するということになってございまして、委員会を2回ほど開いております。現実的に障害を持っておる方々へのアンケート等も、保護者の方へも含めましてですけれども、そういったものも実施してございますし、初会合の委員会の中でも、委員の皆さんから、ぜひそういった意見を盛り込みながら、横手市としての特徴ある障害計画を策定してほしいというふうに、そういった言葉も受けておりますし、私もそれを十分受けとめさせていただきながら、反映していかなければならないだろうというふうに考えてございます。

それから、今の自立支援法の本格施行に伴いましての、いわゆる施策の関係でございまして、これも現段階で具体的なことは言えないわけですが、いずれ議員も仰せのとおり、施設から自立した形での作業の訓練やら、いろいろなそういったことがございますので、そういった点につきましては、いずれ市のしかるべき機関での協議も必要でございまして、いろいろ考えてございまして、そういったことも含めまして、余りそう遠くない時期にお示しできるのかなというふうに思っています。

また、今の自立支援の事業の関係でございまして、市では相談支援事業から社会参加促進事業、訪問入浴、日中一時支援事業等々、11の事業分類してございまして、コミュニケーション支援事業については特別に障害を持つ方々からの負担をしていただくということについては考えておりません。訪問入浴、これはちょっと議員と意見が異なるかと思うんですが、移動支援事業。それから、日中一時支援

事業の11あるうちの3つについては、それぞれご本人の家庭の住民税の課税の状況、非課税世帯なのかどうか、年金だけの収入なのか、そういった関係での負担の上限設定もさせていただいておりますし、そういったことも含めまして、市長も答弁で申し上げておりましたけれども、団体はもとより、個別的な相談にも対応してまいりたいというふうに考えてございますので、どうかひとつご理解のほどよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

土 田 百合子 議員

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 2番、公明党の土田百合子でございます。

一般質問初日の4番目で、少々お疲れのことと思いますが、よろしく願いいたします。

これまでの一般質問の中に、2人の議員さんと同じような質問がございましたが、このままさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、今後10年間のまちづくりの指針となる横手市総合計画の策定に向けて検討がなされていることと思います。このような大切な時期に「公債費比率、6市町村で18%以上」という見出しが大きく報道された中に横手市が入っておりました。私も大変ショックを受けましたが、この報道に対し、市民の方々より大変心配しての電話または相談がございました。

財政にかかわる借金の負担度を示す実質公債費比率19.1%に対する十分な市民への説明を心からお願いしたいと思います。通告には出しておりませんが、答弁をいただければ幸いです。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

1番の高齢者福祉計画についてでございます。

将来にわたって持続できる介護保険への構築を目的に、予防サービスの創設を柱とする改正介護保険法が昨年6月に成立いたしました。新しい介護保険制度には、予防重視への転換や低所得者への十分な配慮と、40歳からサービスを受けられる特定疾患に末期がんが加えられております。昨年の法改正の最大のポイントは、軽度者、従来の要支援・要介護1の大幅な増加や介護度が進んでいる状況を踏まえ、予防重視の介護保険へ転換したことにあります。

今年度から創設された介護サービスは、軽度者を対象とする新予防給付と要介護になるおそれのある高齢者を対象とする地域支援事業との二段構えになっており、地域支援事業で要介護状態になっているのを水際で防ぐとともに、新予防給付で軽度の要介護者の重度化を防ぎ、要介護の改善につなげるものでございます。新予防給付は、筋力向上トレーニング、栄養改善指導、口腔ケアの3つの柱になっており、個々の予防プランは保健師らが作成することとなっております。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるケア体制を確立していくためには、介護保険事業の運営を核としながらも、地域住民の多様な活動の展開も含め、地域における総合的な保健・医療サー

ビス及び福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築していくことが必要と考えます。

質問の1点目に、地域全体において包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談支援、介護予防マネジメントを適切に実施していく機関として地域包括支援センターが今年度4月より、大森庁舎内2階に設置されております。現在、社会福祉士2名、保健師2名、主任マネジャー2名、社会福祉主事1名、相談員1名の8名で対応されておりますが、現在の地域包括支援センターの運用状況と課題についてお伺いいたします。

また、平成18年度以降の要支援・要介護者の推計を見ますと、平成17年度4,836人、平成18年度4,952人、平成19年度4,989人と、高齢化の進展に伴って、認定者総数は年々増加傾向にあります。

合併前の横手平鹿広域市町村圏組合では、斎場やごみ処理場などにおいて業務の円滑・効率的な運営の視点から、東部、横手地域・山内地域、西部、大森地域・雄物川地・大雄地域、南部、増田地域・平鹿地域・十文字地域の3つのエリアに分けて業務を行ってきております。今後、包括支援事業を担う中核機関として、公正・中立な立場から考えますと、東部、西部、南部への地域包括支援センターの設置に向けて早期実現が望まれるところでありますが、当局のお考えをお伺いいたします。

2点目に、駅前再開発事業に福祉の総合窓口の設置についてでございます。

ことしの6月に愛知県高浜市の介護保険、介護予防の総合的な取り組みを視察してまいりました。そのときに、平成8年に駅前開発事業として名鉄三河高浜駅にいきいき広場が設置されております。これは、旅行代理店のように、ここに来れば福祉にかかわるあらゆる相談や手続きができるような総合窓口が設置されておりました。例えば、市の介護保険、介護福祉及び地域福祉、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、年末年始を除き、土・日、祝日においても、住民票、印鑑証明などの発行を含めて受付業務などを行っております。

平成11年度からは広場内の専門スタッフを結集して、総合相談窓口を設置し、高齢者保健福祉にかかわる相談や介護保険の認定申請から、希望に応じてケアプランの作成までの一連の流れをこの窓口において行っております。また、12年度より17年度末までは保健部門と連携をより強化するため、毎日午前のみ保健課保健師を総合窓口配置し、ことし4月からは介護予防の観点から保健課業務と長寿課高齢者業務を一本化し、保健福祉グループとして組織改革が行われ、保健師全員がいきいき広場勤務となっております。

このような体制を横手駅周辺地区整備のまちづくり構想に生かすことができると考えてまいりましたが、当局のお考えをお伺いいたします。

3点目に、託老所の設置の提案についてでございます。

託老所というイメージはがとても暗くて、よい印象ではないので、保育園をイメージしていただければと思います。在宅で介護をする場合、訪問介護、訪問看護、デイサービス、短期入所生活介護など欠かせないものです。介護保険がなかったら、在宅で介護することはとても無理だったと思います。働き

ながら介護をすれば、高浜市のように住民主体のお年寄りの保育園、つまり託老所があったらいいなと思うのです。

この思いは私だけではなく、働きながら介護している人であれば、当然感じていることだと思います。なぜなら、短期入所させたいと思っても、数カ月前から予約していなければ、なかなか利用できないからです。また、人と触れ合うことで認知症を防ぐことができます。たとえ寝たきりになったとしても、一人の人間として人権が尊重され、寿命を全うしたいとだれもが願っていると思うのです。

高浜市では、社会福祉協議会で5カ所の託老所が設置されております。当初は、社会福祉協議会へのヘルパー養成講座を卒業された方々が運営されていたそうです。現在は、高浜市地域福祉計画の策定を機に、高浜市の地域福祉を考えようと、公募で登録された住民の皆さんが主体となり活動する168人の広場委員会が平成18年に発足され、その方々が支えているようでございます。

本市における託老所設置の提案における提案についてのお考えをお伺いいたします。

2番の障害者政策についてでございます。

質問の1点目に、福祉サービス費用の1割を利用者が負担する障害者自立支援法が執行されてから5カ月がたちますが、先日、市内の通所授産施設3カ所を見学させていただきました。市の通所授産施設ユー・ホップハウスには、約30人ほどの方が利用されており、ポリパック結束や食品箱の組み立てなどに励んでおられました。しかし、1カ月の工賃はわずか数千円と低いものでした。このたびの施設利用の1割負担を考えますと、利用者の方から、施設に行くことを楽しみにしていたけれども、施設利用より自己負担のことを考えると、利用を控えていかなければならないといった深刻な声が届いております。利用者の方は施設に通いづらくなりますし、一方の施設側にとっても、障害者の方が通った日数に応じて施設に支払われる補助金も減収につながって、施設の閉鎖につながっていくのではと心配しております。

障害者就労支援団体が5月に実施した調査では、全国の市町村の13%が独自の支援策を導入しておりますが、本市においてのお考えをお伺いいたします。

2点目に、南部の増田地域、平鹿地域、十文字地域の小規模作業所の設置についてでございます。

このたび、横手市横山町の「健康の駅」事務所内のフリースペースの中に障害を持つ方々のスペースをとっていただき、大変にありがとうございました。週何回か授産施設を利用されている方々がいるようで、提案した者として大変感謝申し上げます。また、要望書を提出されていた方からもお話を伺いしたところ、五十嵐市長にもお会いををお願いしたとのことで、大変感謝をしておりました。親として一番の悩みは、養護学校卒業後の通える施設がなければ、家の中に引きこもってしまうことを大変心配されております。障害を持つ方々へ新しいサービスの提供ができるような支援体制が期待されるところでございます。

とりわけ、今一番要望が多いのが、働く場所と居場所づくりの設置でございます。東部には横手市横山町の「健康の駅」事業事務所内のスペースに1カ所と赤坂にふれあい作業所太陽の園があります。西

部には、旧大雄村にありますユー・ホップハウスが設置されております。今後の障害者計画の中に、南部にも障害を持つ方々の居場所の設置をお願いしたいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

3番の市民相談についてでございます。

質問の1点目に、今後の市営墓地公園整備計画についてでございます。

これまで、私は旧横手市の前郷墓園の状況しか知らなかったわけですが、合併したことにより、横手・増田・平鹿地域の方々より墓地についての質問がございました。初めてのことでしたので、地域局の担当の方のお力添えを得て、2カ所の墓地と5カ所の墓園を回らせていただきました。合併前のそれぞれの地域事情により墓園・霊園の整備計画が立てられてきたことをお伺いいたしました。

ある地域においては、10数名の方が分譲の申し込みがあるとお伺いいたしました。また、前郷墓園の分譲の抽せん会が7月26日に行われたわけですが、41区画分譲に対して、希望者は70名で、1.7倍の倍率でした。今後、前郷墓園は、19年度以降の106区画整備で終了することになっておりますが、その後の造成事業計画についてもお伺いしたいと思います。

また、十文字墓園の拡張や雄物川地域への整備が過疎自立促進計画に計上されているとのことですが、十文字地区の皆様は既に3年も待っている状況がございます。また、増田地区の方からも、十文字墓園が近いので分譲してもらいたいとお話がございます。計画では、平成20年から取りかかるということになっているようですが、19年度からの早期計画にならないものかどうか。また、雄物川地区の墓園実施計画についても、あわせてお伺いをいたします。

2点目に、富士見地下道の安全対策についてでございます。

藤里町の事件を機に、下校時にPTAの皆様、そして地域の方々から協力をいただきながら見守り隊が活動しております。しかしながら、このような体制の強化にもかかわらず、網の目をくぐるように変質者が出ております。南小学校、朝倉小学校のPTAの中でも、富士見地下道の安全対策をしっかりとやっていただきたいとお話があったことを校長先生からお伺いいたしました。

先日、私は初めて地下道を歩いてみました。中に入っただけの印象は、中はきれいに掃除がされていて、明るかったのですが、壁のところに落書きの跡を消したところが12カ所あり、黒く塗っているので周りを暗くしておりました。また、地下道の距離も長いので、非常用のベルとか防犯カメラなどの設置の必要性を感じた次第です。寿町側の入り口から入りまして、三枚橋方向へ出たわけですが、周辺が暗く、外灯を設置することにより周りが明るくなり、犯罪を防ぐことができると思います。

また、南中学校の通学路になっております堂山堤の地下道には、南中学校の卒業生寄贈による「雪に生きる」と題した雪国の暮らしや横手城、かまくらといった色彩豊かな絵が描かれておりました。富士見地下道の中にもこんな工夫がなされることによって、明るくなると感じた次第です。

私は、富士見地下道の中を早朝より10年間にわたって掃除をしてくださっている方を知っております。富士見地下道は決して怖い地下道ではないのですが、もう少し安全対策を強化することにより、印象も変わってくると思います。富士見地下道の安全対策のお考えをお伺いいたします。

また、十文字地区の第1・第2の地下道にも、死角になって危険なところがあり、カーブミラーなどの必要を感じた次第でございます。どうか、地域ごとの地下道の点検もあわせてお願い申し上げ、一般質問といたします。ご清聴大変にありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 通告いただきました質問のほかに、冒頭に実質公債費比率19.1%について、大変ご心配されている市民の方が多いわけでありまして、その方々に対する説明をというようなお尋ねがございました。これにつきましては、議員の皆様にはさまざまな角度で詳細にお知らせいたしておりますし、もっと言えば、既に合併協議会の協議の中でも、いずれこうなるというのは、協議会に来ていろいろ傍聴された方にはわかっている話でございます。そういう意味では、議員の皆さんで驚いた方はあんまりいないんじゃないかなと、けつまくって言っているわけじゃありません、と思っております。自明の理であるのでありますが、住民の皆さんに説明しなかったということをご指摘でございますので、それは我々の方にいささか足りない部分があるなという反省をいたしております。

これにつきましては、改めて言うまでもないわけでありまして、今年度がピークでございまして、これから下がってまいるわけでありまして、5年以内には18%台にいたしたいというふうに決意をしているところでございます。

市報は当然であります、地区会議等々、あるいは出前講座も含めまして、住民の皆さんにご説明する機会、我々の方向性をご説明する機会をしっかりとってまいりたいというふうに思っている次第でございます。

さて、通告いただきました3つの中の1つ目、高齢者福祉計画についてでございますが、地域包括支援センターの取り組みについて、東部、南部、西部3圏域の設置についてというふうなお尋ねがございました。これについては、第3期計画におきまして、その事業、職員の充実を図りながら、ご指摘のように3圏域に設置に向けて検討していきたいというのが私どもの考え方でございますので、これからもよろしくようお願い申し上げたいというふうに思っている次第でございます。

この項の2つ目に、福祉の総合窓口を駅前再開発事業の中に設けてはどうかということでございます。

これにつきましては、高齢者の相談窓口につきましては、平成18年4月からの介護保険改正によりまして、包括支援センターが設置され、介護保険のみならず、高齢者の権利擁護や虐待防止なども含めました相談窓口としているわけでありまして、高齢者の福祉に関する相談は、まず包括支援センターへということで、今後も周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者であっても、高齢者福祉と障害者福祉というように、複数の法律や制度との関連、保健事業との連携がますます求められるというふうに認識しております。包括支援センターを核とした相談窓口の充実に加えまして、3つのエリアへの設置によりまして、市民にとってわかりやすい福祉相談窓口に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

東部エリアにおいては、ご指摘のあるような横手駅前周辺市街地再開発事業に合わせました福祉総合相談窓口の設置について、さまざまな市民ニーズなどにより、これから検討されていくものというふうに思っている次第でございます。

この項の3つ目に、託老所、いわゆる老人の保育所でございますが、についての提案がございました。介護保険サービスのニーズはますます多様化してまいります。特に、介護者の就労形態に合わせたサービスの充実というものが求められてきているわけでありまして。また、在宅介護についても、介護サービスのすき間の部分をだれがケアしていくのかなどの点が問題となってきたというわけでございます。

議員提案にございました市民が主体での託老所などによる介護報酬以外でのサービスの提供や、有料ボランティアによりますサービスなどで、現行の介護保険にあるサービスと在宅における介護とのすき間を埋める継続した介護を受けることができるような仕組みづくりが今求められているというふうに認識しているわけございまして、市民が主体での託老所の設置や、地域の元気な高齢者が手助けの必要な高齢者を支えるなどの仕組みづくりについては、これらの実現に向けまして、市民、NPO、社会福祉協議会などからの意見や介護サービスへのニーズ等を把握しながら、市民主体による地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定などとあわせまして、第4期の介護保険事業計画までには進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の障害者施策についてでございます。

これは、先ほど1番議員さんの方からのご質問にも重なる部分でございますが、独自の施策につきましては言葉だけでなく、しっかり政策で裏づけしたものにしたいというふうに思っておるところでございますので、少し時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目の小規模作業所、南部に設置についてでございますが、これも8地域のバランスというものを考慮した計画が当然必要だろうというふうに思っている次第でございます。そういう観点で、このことも検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

3つ目の市民相談についての中身の1つ目、今後の市営墓園の整備計画についてでお尋ねございました。

市が現在管理しております市営墓地というのは、旧横手に前郷墓園、平鹿地区においては傾城塚墓園と車長根墓園、山内地区の相野々墓地、軽井沢墓地、十文字墓園、大森墓園の7カ所、2,694区画ございますが、残り区画、供用ができる部分という意味でありまして、傾城塚墓園で28区画、軽井沢墓地で1区画、大森墓園で128区画の157区画あるわけでございます。十文字墓園につきましては602区画すべてご利用いただいております。これに対しましては、先ほどの答弁でもございましたけれども、さらなる需要というものが見込まれているわけでありまして、拡張事業を計画いたしまして、用地を取得しておるわけでありまして、需要動向を確認した上、計画を精査しながら進めてまいりたいと考えております。また、前郷墓園につきましては、本年度40区画を整備し分譲しておりますが、この後も年次計画に従いまして104区画を整備するほか、区域の拡大・拡張も検討しているところでございます。

今後の墓園整備につきましては、市全体の利用状況や住民の意向というものを確認しながら、随時検

討を重ねて整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

市民相談の2つ目に、富士見地下道の安全対策、これは地下道もう一つ十文字にございます、国道13号の地下道についてもお尋ねございました。

富士見地下道、これは横手地区であります、これにつきまして暗い、汚れているとか等々、問題はいろいろあるわけではあります、安全対策といたしましては、出入り口の傾斜部にハイウエー灯100ワットを4基ずつ計8基、水平部には40ワット2本の蛍光灯が片側11カ所の計22カ所設置してあるわけでございます。したがって、中は相当明るいものというふうに思っております。

これから必要とする当面の対策でございますが、ハイウエー灯、蛍光灯の清掃の継続的な実施と蛍光灯の老朽化によります黄色灯から白色灯への切りかえを行ってまいりたいというようなこととでございます。また、横手警察署並びに地域防犯協会との連携によるパトロールの強化もいたしてまいりたいと思っておりますし、事例ご紹介ございました地元の方の協力によります清掃活動にも力を注いでまいりたいというふうに思います。また、看板設置などをいたしまして、利用者マナーの向上を啓発してまいりたいなどなど行ってまいりたいと思っております。

今後の対策としては、そのほかに落書き防止のためにふさいでおります掲示コーナー22カ所がありますが、やはりこの利活用を図っていかなきゃいけないのかなと。あわせて、提案ございました防犯ブザー、あるいは防犯カメラの設置でございますが、費用もかかります。それから、効果がどうだという検証もしなきゃいけないのかなと。ちなみに、防犯ブザーは、概算であります70万円ほどかかるかなのと、防犯カメラについては290万円ぐらいかかるのではないかとこのように言われておりますが、これの効果等々も検証しながら検討してまいりたいというふうに思います。

なお、横手駅東西自由通路整備が現在検討推進中でございますが、これに伴いまして、三枚橋の踏切が閉鎖されるというのがJRとの覚書の中にございます。覚書のとおり閉鎖された場合には、地下道の交通量も大きく変わるのではないかなと思っております、新たな対策が必要となるというふうに考えているところでございます。

十文字地域のご指摘もございましたけれども、地下歩道の構造の問題はやっぱり大きいというふうに思っている次第でございます。特に、地下歩道の場合、地下道の管理者でございます国土交通省との協議というものが必要になってまいりますので、そこでの協議の中で、構造的な問題をどういうふうに解決できるかということの検討もしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。できるだけ気持ちよく安全に利用していただけるように、より多くの清掃活動の実施もあわせて、地域の皆様と協力してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） 答弁、大変にありがとうございました。

それで、これから介護保険をいろんな形で進めるに当たりまして、やはり行政と市民が一緒になって

つくっていかなくちゃならない協働作業について少しご質問をしたいと思います。

先ほども高浜市の例をとりましたけれども、高浜市では地域福祉計画は社会福祉協議会の活動計画と一緒に策定されております。そして、住民型参加手法として、小学生及び高校生初め、市職員も一個人として加わって、168人の広場委員会を立ち上げ、さらにその委員会のグループリーダーである中学生も策定委員に加わるなど、思い切った取り組みの中で地域福祉計画を策定しているわけなんですね。

今後の本市においての住民参加型の福祉計画策定という考えについてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど地下道のこと、中は明るいものと思っているというようなご答弁でしたけれども、私がお願いしたいところは、地下道に入る前の周辺の明るさがどうだったかということでございまして、やはり出たときに、地下道といったときのところがまず、三枚橋側にしてもそうでしたけれども、十字の地下道もそうでしたし、そういうところもあわせてご検討をお願いできればなというふうに思っております。その点についてお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 協働作業につきまして、高浜市の事例で議員ご提案ございましたけれども、さまざまな計画をつくるについても、それこそ年齢を問わずに、いろんな各界各層の住民の方から参画していただいてやっているところでございます。これからも、ご指摘あるような分野にとどまらず、住民参加型のさまざまな計画をつくっていかなくちゃいけないと思っております。

福祉計画においても、障害者福祉計画についても、何でもそうではありますが、子供さんたちなんかにもしっかり入ってもらうことは大変大事だと思いますので、担当とよく相談しながら、そういう組織のつくり方も検討してまいりたいというふうに思います。

それから、地下道の出入り口の灯具でございますが、的確に答弁できませんでしたが、現状をよく見させていただいて、それがどういう効果があるか、確認させていただいた上で対応させていただきたいというふうに思います。

散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明9月12日は午前10時より会議開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時5分 散会

